

議案第6号

# 士幌町第6期町づくり総合計画 (案)

---

「輝く未来へ しほろ創生」

---

士 幌 町



# も く じ

|            |                                       |           |
|------------|---------------------------------------|-----------|
| <b>I</b>   | <b>はじめに</b> .....                     | <b>1</b>  |
|            | 1 総合計画の趣旨 .....                       | 1         |
|            | 2 計画の構成と期間 .....                      | 2         |
|            | 3 土幌町の概況 .....                        | 3         |
|            | 4 土幌町を取り巻く時代の潮流 .....                 | 6         |
|            | 5 土幌町の課題 .....                        | 9         |
| <b>II</b>  | <b>基本構想</b> .....                     | <b>14</b> |
|            | 1 まちづくりテーマ（将来像） .....                 | 14        |
|            | 2 将来人口 .....                          | 15        |
|            | 3 基本目標と施策の大綱 .....                    | 16        |
| <b>II</b>  | <b>重点施策</b> .....                     | <b>19</b> |
|            | 基本目標 1 地域産業の活性化により、多様な雇用を創出する .....   | 19        |
|            | 基本目標 2 人の流れを増やし、住環境を充実させ、移住・定住を促す ... | 20        |
|            | 基本目標 3 結婚・出産・子育てへの支援を充実させる .....      | 21        |
|            | 基本目標 4 安心して住み続けることができる地域をつくる .....    | 22        |
| <b>III</b> | <b>基本計画</b> .....                     | <b>23</b> |
|            | <b>第1章 子どもの笑顔が広がり学び、楽しむまち</b> .....   | <b>23</b> |
|            | 1-1 幼児教育、子育て支援 .....                  | 23        |
|            | 1-2 小学校、中学校 .....                     | 25        |
|            | 1-3 高等学校 .....                        | 27        |
|            | 1-4 生涯学習 .....                        | 28        |
|            | 1-5 社会教育 .....                        | 29        |
|            | 1-6 スポーツ .....                        | 31        |
|            | 1-7 文化、芸術 .....                       | 32        |
|            | <b>第2章 支え合いで、安心安全を共感するまち</b> .....    | <b>33</b> |
|            | 2-1 保健、健康づくり .....                    | 33        |
|            | 2-2 医療 .....                          | 35        |
|            | 2-3 地域福祉 .....                        | 36        |
|            | 2-4 児童福祉、ひとり親福祉 .....                 | 37        |
|            | 2-5 高齢者福祉 .....                       | 38        |
|            | 2-6 障がい者（児）福祉 .....                   | 40        |
|            | 2-7 低所得者福祉 .....                      | 42        |
|            | 2-8 社会保障 .....                        | 43        |

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| <b>第3章 豊かな環境を守り、育てるまち</b> .....   | 45 |
| 3-1 環境、景観、エネルギー .....             | 45 |
| 3-2 ごみ、リサイクル .....                | 47 |
| 3-3 公園・墓地・火葬場 .....               | 48 |
| <b>第4章 安全で快適な暮らしの場があるまち</b> ..... | 49 |
| 4-1 土地利用、市街地 .....                | 49 |
| 4-2 住宅、宅地、移住定住 .....              | 50 |
| 4-3 道路 .....                      | 51 |
| 4-4 水道、下水道、浄化槽 .....              | 53 |
| 4-5 公共交通 .....                    | 55 |
| 4-6 消防、救急 .....                   | 56 |
| 4-7 防災、治水 .....                   | 58 |
| 4-8 交通安全、防犯 .....                 | 60 |
| 4-9 情報通信 .....                    | 61 |
| <b>第5章 活力やにぎわいを創造するまち</b> .....   | 62 |
| 5-1 農業 .....                      | 62 |
| 5-2 林業 .....                      | 65 |
| 5-3 商業 .....                      | 66 |
| 5-4 工業、企業誘致、特産品 .....             | 67 |
| 5-5 観光、交流、国際化 .....               | 68 |
| 5-6 雇用、勤労者福祉、消費者保護 .....          | 70 |
| <b>第6章 みんなで考え、行動するまち</b> .....    | 72 |
| 6-1 コミュニティ、協働のまちづくり .....         | 72 |
| 6-2 男女共同参画 .....                  | 74 |
| 6-3 広報、広聴 .....                   | 75 |
| 6-4 行政運営 .....                    | 76 |
| 6-5 財政運営 .....                    | 77 |
| 6-6 広域行政 .....                    | 78 |

# I はじめに

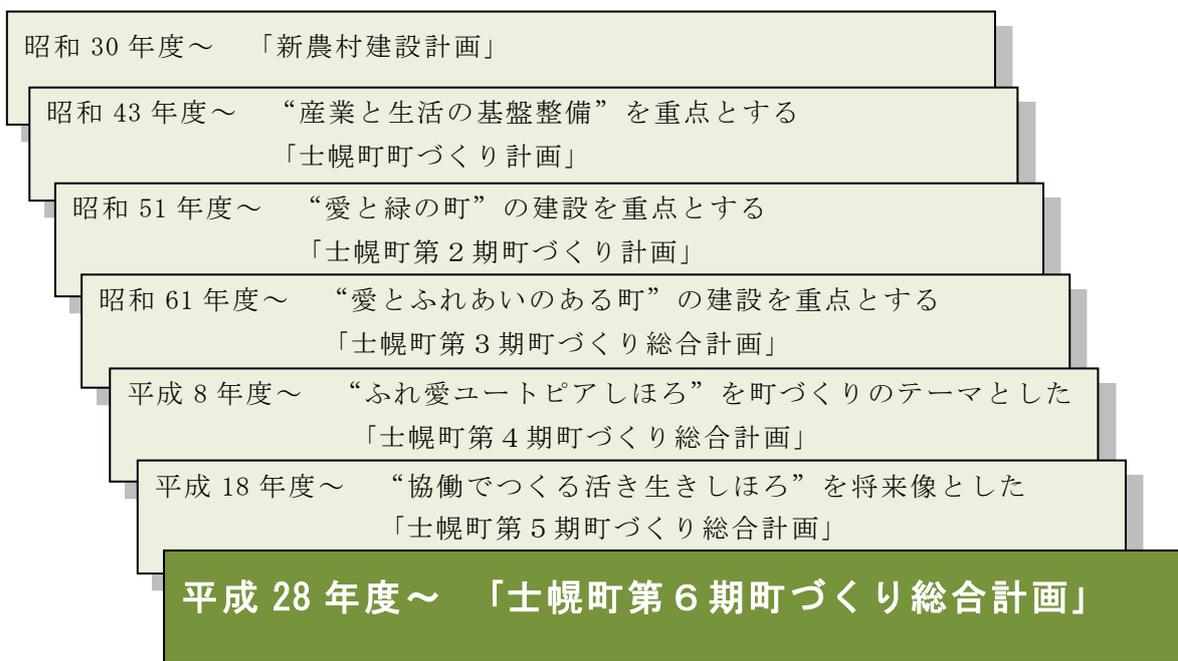
## 1 総合計画の趣旨

本町では、昭和 30 年度に策定した「新農村建設計画」をはじめに、まちづくり全体に関わる総合的な計画（町づくり計画）を策定し、それに基づいてまちづくりを進めてきました。そして平成 18 年度から進めてきた「土幌町第 5 期町づくり総合計画」の終了を受けて、新たな計画を策定することとなりました。

これまで本町は、「農村工業」の導入によって農畜産物の加工による 6 次産業化を早くから推進し、全国有数の農業の町として発展するとともに、保健、医療、福祉の機能連携を高め、住民の健康や生活を支える「福祉村」を形成するなど、活力と愛のあるまちづくりを進めてきました。

日本や本町を取り巻く状況は刻々と変化しており、まちづくりに望まれることや解決すべき課題も多様化するなか、これら時代の流れや本町の現状・課題をふまえ、次の時代のまちづくり計画となる「土幌町第 6 期町づくり総合計画」を策定しました。

### これまでのまちづくり計画の流れ



## 2 計画の構成と期間

「土幌町第6期町づくり総合計画」は、まちづくりの課題をまとめ、方向性やテーマを示した「基本構想」と、基本構想を具体化していくために、それぞれの分野で取り組む内容を示した「基本計画」で構成しています。

「基本構想」と「基本計画」の計画期間は、ともに平成28年度から平成37年度までの10年間です。このうち「基本計画」については、必要に応じて中間年度で見直すこととします。

また、平成27年度に本計画と同時に策定した「土幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略」における総合戦略は、まちづくりのなかでも重点的に進める内容であることから、「土幌町第6期町づくり総合計画」における「重点施策」と位置づけ、本計画とともに進めて行くこととします。

「土幌町第6期町づくり総合計画」の計画期間



### 3 士幌町の概況

#### <地勢・気候>

士幌町は北海道十勝総合振興局管内の河東郡に所在し、帯広市の北方約 28 kmに位置しています。

町域の西北部には東大雪山系の東ヌプカウシヌプリ（1,252m）を最高峰とする山岳地帯、東部には佐倉山系の丘陵と居辺川の河岸段丘地帯があります。

面積は 259.19 k㎡で、平地が多く、農用地面積が 6 割以上を占めています。町内には国道 2 路線（241 号、274 号）と主要道道（本別士幌線）があり、近郊市街地への交通網をなしています。

気象は内陸性で夏と冬の温度差が大きいです。年間日照時間が長く、快晴の日が多い特色を持っています。

町の名前になっている「士幌」は、アイヌ語の“広大な土地”を意味した「シュウウオロー」が訛って名付けられたものだと言われています。

#### <沿革>

本町の本格的な入植の始まりは、明治 31 年 3 月のことです。岐阜県美濃開墾合資会社の一行（43 戸）が同年に中士幌へ入植し、大地を開拓したのがはじまりです。その 8 年後には、音更川沿岸百戸分（士幌地区）の入植開拓が行われたため、次第に移住者が増えてきました。その後分村し大正 15 年士幌村となり、昭和 37 年町制施行によって「士幌町」が誕生しました。

開拓当時は、豆類を中心とする畑作経営で、豊凶の差が激しく、昭和 30 年頃まで農家経営は著しく不安定な状況が続きました。

昭和 10 年代に、秋間勇氏、飯島房芳氏、太田寛一氏などの青年達の間で「農業はどうあるべきか、士幌はどうあるべきか」が議論され、「もしこの世にユートピアがあるとすれば、士幌にそれを実現しよう」と“農村ユートピア”の実現を誓約しました。

この志を受けて、昭和 30 年に農林省の指定により「新農村建設計画」を策定し、基本方針を「農業による村民の生活安定」とし、機械化による大規模経営、作物転換や畜産の導入による寒地型農業の確立、そして付加価値農業を推進すべく農村工業の導入などを特色として展開してきました。特に農村工業の導入は農業生産を飛躍的に伸ばし、雇用の拡大や人口の安定など町の活性化に大きく寄与することとなりました。



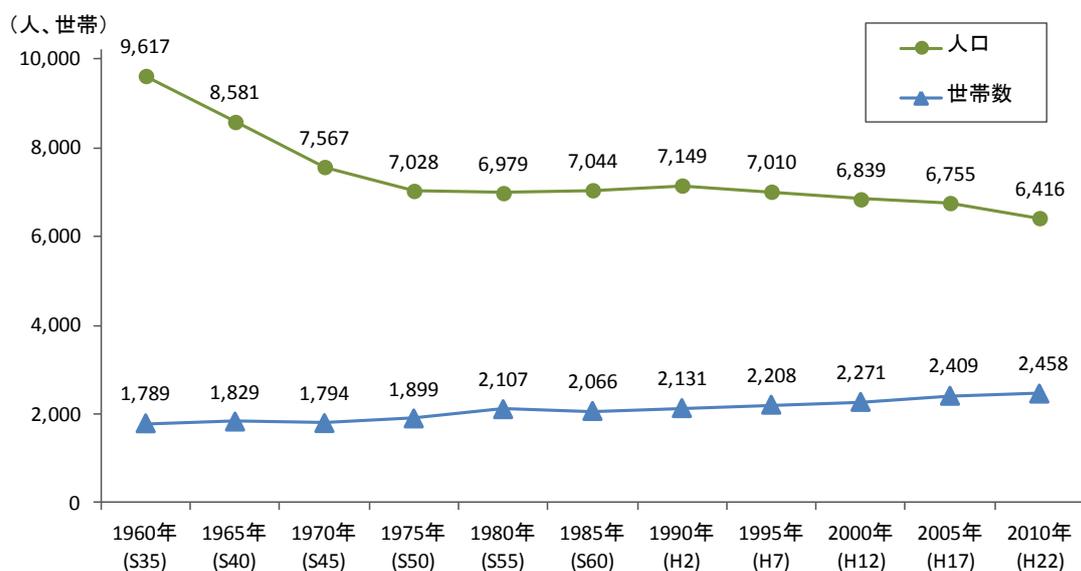
## <人口・世帯数>

平成 22 年の国勢調査によると、人口は 6,416 人、世帯数は 2,458 世帯です。

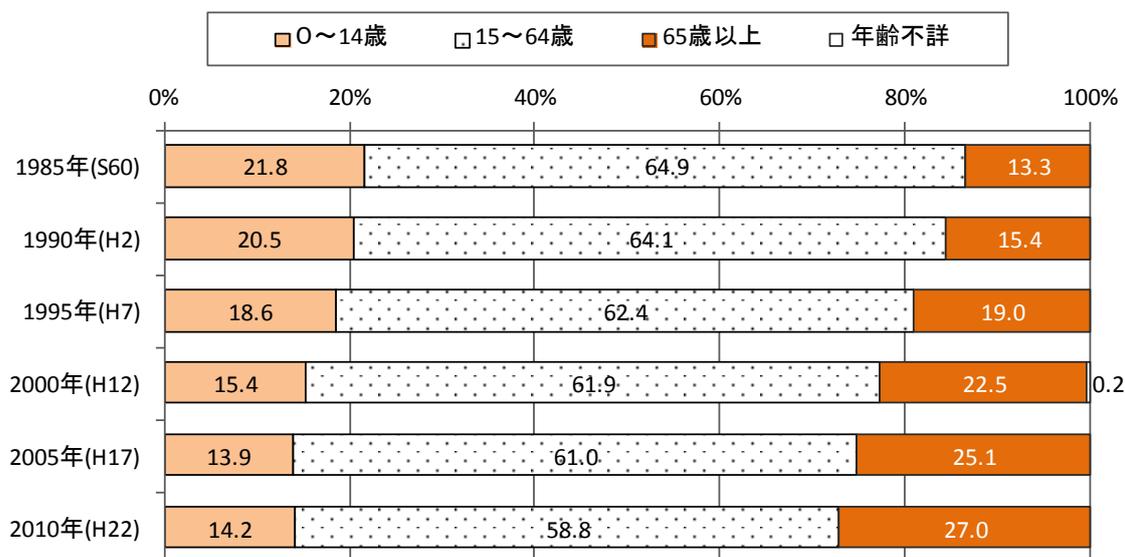
人口は、昭和 50 年から横ばい状況でしたが、平成 17 年から減少のスピードが加速している一方、世帯数は徐々に増加し、昭和 35 年には 5.38 あった 1 世帯あたり人員は 2.61 と半減しています。

また、年齢 3 区分人口の比率は、年少人口（0～14 歳）は 14.2%、生産年齢人口（15～64 歳）は 58.8%、老年人口（65 歳以上）は 27.0%となっており、年少人口と生産年齢人口の割合が低くなる一方、老年人口の比率が高まっています。

### 総人口、世帯数の推移<国勢調査>



### 年齢 3 区分別人口の推移（構成比）<国勢調査>



## <土地利用>

町域 25,919ha のうち、約 60%が農用地、約 20%が林地、宅地は約 3%です。

残された自然林の保護、植樹や補植により、河畔林と公園を結びつけた緑地帯の形成をめざす快適環境づくり事業が進められています。

| 畑        | 宅地    | 原野    | 山林      | 牧場      | 雑種地   | その他     | 合計       |
|----------|-------|-------|---------|---------|-------|---------|----------|
| 14,959ha | 821ha | 273ha | 5,664ha | 1,280ha | 392ha | 2,530ha | 25,919ha |
| 57.7%    | 3.2%  | 1.1%  | 21.8%   | 4.9%    | 1.5%  | 9.8%    | 100.0%   |

## <産業>

基幹産業は農業で、畑作、酪農、畜産が盛んです。

また、土幌町農業協同組合が生産から加工・流通と、大規模な合理化・多角化を推進しており、馬鈴薯コンビナートでは、ポテトチップス、フレンチフライ、コロッケなどを製造しています。平成 28 年にはじゃがいもスナック菓子の製造工場も新設されました。

乳牛は2万頭、肉牛は5万頭が飼養され、「しほろ牛肉」として出荷しています。

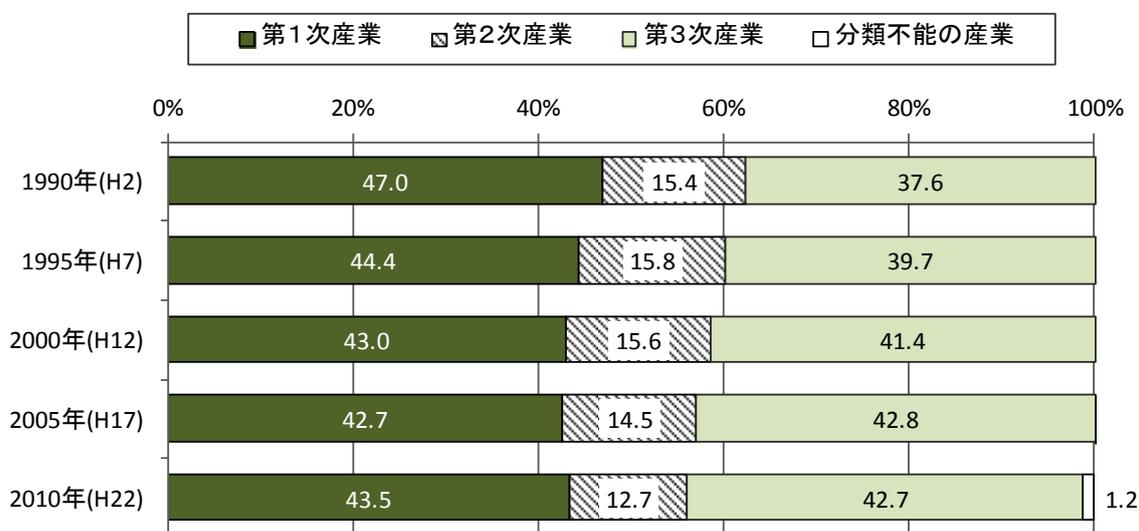
また、環境と調和した生産活動を行うため、個別型バイオガスプラントの整備が進められています。

商業については、人口減少に加えて、近隣町村への大型店舗進出の影響も受け、商店・従業員数ともに減少しています。

観光については、土幌高原ヌプカの里や道の駅しほろ温泉、道の駅ピア 21 しほろなどの観光拠点があります。道の駅ピア 21 しほろは施設の老朽化などから、新たな国道合流地点に移転する計画を進めています。

平成 22 年現在の産業別就業の比率は、第 1 次産業は 43.5%、第 2 次産業は 12.7%、第 3 次産業は 42.7%となっており、第 2 次産業の割合が減少傾向にあります。

産業 3 部門別就業構成比の推移<国勢調査>



## 4 土幌町を取り巻く時代の潮流

土幌町を取り巻く今日的な動向や方向性をまとめると次のとおりです。

### (1) 人口構造の変化

平成 20 年の 1 億 2,808 万人をピークに、日本の総人口は減少に転じました。年少人口と生産年齢人口が減少し、老年人口が増加する「少子化・高齢化」の状況が続くなか、減少のスピードは加速していくと推測されています。

このようなことを受け、国は平成 26 年度に、平成 72 年（2060 年）に 1 億人程度の人口を確保することを目標とした「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と、それぞれの地方で住みよい環境をつくる（地方創生）ための施策や内容を示した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、本町においても、平成 27 年度に「土幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

また、人口減少と少子化・高齢化とともに「核家族化」が進んでいます。これまでは可能であった、家族や地域での支え合いや、担い合いが継続できない状況もみられます。

#### <めざすべき方向性>

- 今後は「土幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を着実に進め、人口減少に歯止めをかけて、本町の活力と住みよい生活環境を維持していくことが必要です。
- 家族や地域での支え合い、担い合いに代わって、新たな形で支え合い、担い合いを再構築していくことが必要です。

### (2) 価値観の変化

個性を尊重するという考え方が普及するとともに、豊かさの感じ方や、生活や家庭、仕事に対する考え方も画一的ではなくなっており、一人ひとりの持つ価値観が多様化しています。

住み良さに対する価値観も多様化しており、都市部への人口流出が進む一方で、“田舎暮らし”を求めて移住する人たちも増えています。このような動きを背景に、Uターン・Iターン・町外者とともにまちの魅力を再発見し、地域の魅力として売り出していこうという動きが活発になっています。

#### <めざすべき方向性>

- 自然や食の豊かな生活に価値観を置く人は少なくなく、このような人たちを交流人口や定住人口として呼び込んでいくことが必要です。
- Uターン・Iターン・町外者などとともに土幌町の魅力を再発見・再評価し、地域の活性化に活かしていくことが必要です。

### (3) 環境への意識と関心

人間活動の拡大により、二酸化炭素・メタン・亜酸化窒素などの温室効果ガスの濃度が増加し、地球温暖化が進むなか、生態系や生活環境にもその影響が及んでいることから、地球温暖化の防止が地球全体の課題となっています。

また、自然環境の保護についての関心が高まっており、各地域にある豊かな自然を守り、後世に継承していこうという活動が広がっています。

産業面では、乱開発や乱獲による資源の枯渇が問題になっている一方で、資源を育て、持続可能な産業体系をめざそうという動きも増えています。

#### <めざすべき方向性>

- 「土幌町環境マネジメントシステム」の導入やバイオガスプラントや太陽光発電の設置など、環境保全に向けた取り組みを進めていますが、今後も環境保全や自然保護に向けて積極的に取り組むとともに、循環や持続可能を意識した地域経済、エネルギー活用を進めていくことが必要です。
- 気候変動に左右されやすい農業が基幹産業である本町では、環境の変化に対応した（左右されにくい）産業振興に取り組んでいくことも必要です。

### (4) 安心・安全への期待

社会情勢の変化、経済状況の変動、少子化・高齢化などにより、働く場の不安、老後の不安、子育てへの不安、健康への不安など、さまざまな不安を感じる人が増えています。

また、東日本大震災の福島第一原発事故をはじめ、大雨やそれに伴う土砂災害、洪水など自然災害による被害が増えるなか、防災面の安全性を望む声も広がっています。

「安心」「安全」という言葉は、食だけでなく、福祉、交通安全や防犯など、さまざまな面で使われるようになり、まちづくりでも「安心で安全なまちづくり」が求められています。

#### <めざすべき方向性>

- 福祉や子育て、教育などは、置かれている状況によって、1人ひとりが持つ不安はさまざまです。不安のもとを突き止め、取り除いていくことが必要です。
- 防犯、防災、環境など、本町全体に求められている安全性を高め、まちの住みよさを高めていくことが必要です。

## (5) グローバル化の進展

交通や情報のネットワークが拡大し、国境を越えて、人・物・情報・金などが行き交うようになりました。経済市場の相手が世界規模となり、ビジネスチャンスが拡大する一方で、競争も激化しています。平成 27 年には T P P 交渉も大筋合意し、農業市場を取り巻く情勢も大きく変わろうとしています。

観光・交流面では、日本を訪れる外国人来訪者、観光客が増加し、日本経済にも大きな影響を与えています。

また、犯罪、感染症など負の部分でのグローバル化も進展しており、より大きな規模で、対策を講じることが必要になってきています。

### <めざすべき方向性>

- T P P 交渉は大筋合意により、農業市場の変動は本町の地域経済にも大きな影響を与えることが懸念されますが、状況を把握し、グローバルな視点で対応策を講じていくことが必要です。
- 今後、外国人来訪者や観光客が増加することが想定されます。受け入れ環境など、対応面の向上をはかっていくことが必要です。

## (6) 地域づくりの構造変化

「地方分権一括法」が施行され、中央から地方への権限の移譲が進んでおり、地方の自主性や自立性、行財政の運営力がより一層求められるようになってきています。

その一方で、地方の財政は厳しい状況が進み、事業に携わる人員も減少するなか、限られた財源と人員で効果を上げることが求められています。住民と行政が連携、協働し、ともにまちづくりを行っていくことが課題となっています。

また、整備や維持管理に多くの費用を伴う公共施設についても、長寿命化をはかる一方で、人口規模や利用ニーズに沿った施設へと再整備を進める地域も増えています。

### <めざすべき方向性>

- 住民と行政の協働だけでなく、地域内、行政内、自治体相互での協働も重要であり、まちづくり活動や課題の解決を通して、協働のまちづくりを進めていくことが必要です。
- 老朽化や利用状況をふまえ、より利便性が高く費用負担の少ない施設整備のあり方を考え、計画的に整備や維持管理を行うことが必要です。

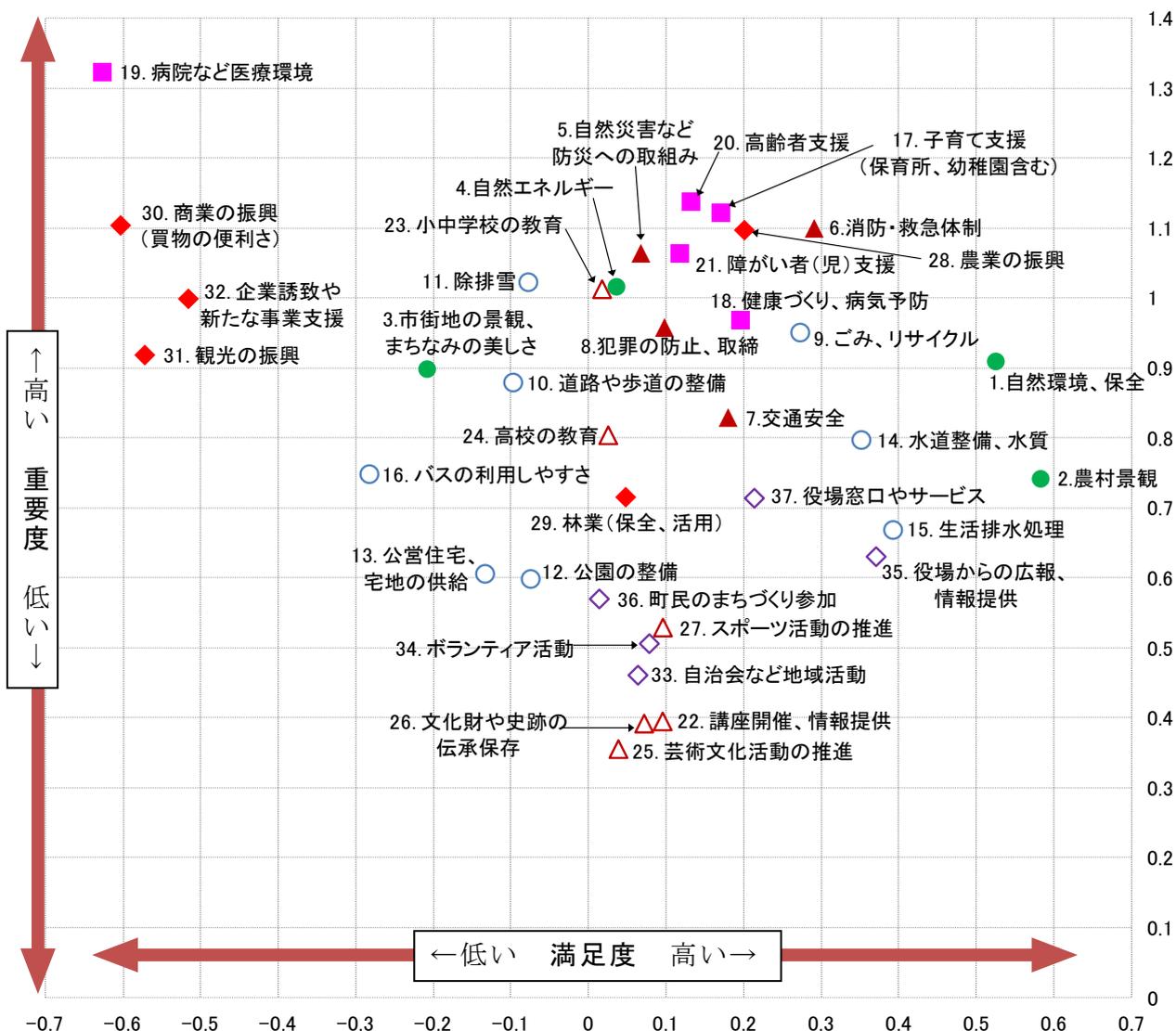
## 5 士幌町の課題

まちづくりを考えるにあたって、アンケートの結果もふまえながら、課題となっていることをまとめると次のとおりです。

### (1) 医療と買い物に対する満足度を高める

アンケートで、日常生活の「満足度」と「重要度」を尋ねた結果、満足度が低く重要度が高い項目として、医療環境、商業振興（買い物環境）、企業誘致や新たな事業支援、観光振興などがあげられました。このうち、買い物環境と医療環境については「町外に移りたい」理由としても上位にあげられています。

【町民アンケート】日常生活の「満足度」と「重要度」について（加重平均）



買い物環境と医療環境は、過疎化や高齢化が進む地域においては不満が高いものとしてあげられることが多い項目ですが、本町においても、年を重ねても住み続けられるまちであるために重要視されているといえます。

暮らしの満足度のほか、定住の条件としても影響を与える部分が多いことを認識し、より満足度を高めていくことが必要です。

【町民アンケート】「町に住み続けたい理由」「町外に移りたい理由」の上位5位

|                      | 1位               | 2位        | 3位          | 4位                  | 5位             |
|----------------------|------------------|-----------|-------------|---------------------|----------------|
| 町に住み続けたい理由<br>[389人] | 移りたい理由が特にない      | 自然災害が少ない  | 自然が多い、自然が豊か | 自分にあう仕事(職場)がある      | 比較的雪が少ない       |
|                      | 53.0%            | 51.4%     | 40.9%       | 38.6%               | 32.9%          |
| 町外に移りたい理由<br>[414人]  | 買い物や娯楽などの場が少なく不便 | 医療や福祉面が不安 | 交通が不便       | 余暇や生きがいを楽しむ場や機会が少ない | 自分にあう仕事(職場)がない |
|                      | 68.8%            | 56.5%     | 52.7%       | 41.1%               | 16.2%          |

※それぞれ、あてはまるものすべてを選択。

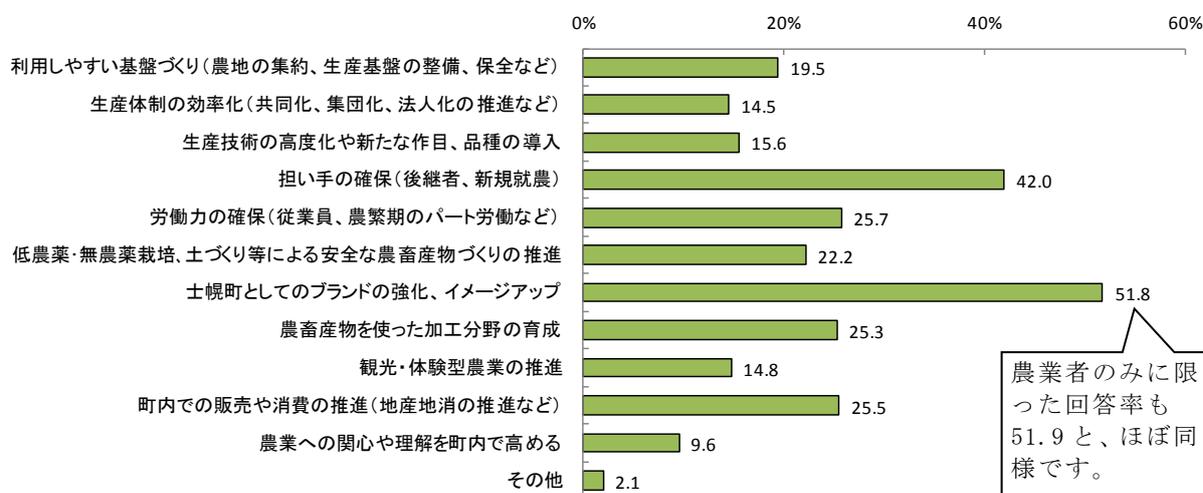
## (2) さらなる特産品への期待に応える

農畜産物の付加価値を高めていくことが農業地域における課題となっていますが、本町では、早くから「農村工業」を導入し、意識を持って取り組んできた結果、大規模な加工・流通体制が整い、近年も新たな製造工場を建設し稼働することとなっています。

そこで生産されるポテトチップスやコロッケなどを、まちの特産品(自慢)としてあげる町民も少なくありません。現在はJAによる大規模な加工が主ですが、今後は個人や小規模事業者などでも、町内の農畜産物を使った加工品等がさらに増えていくよう推進していくことが必要です。

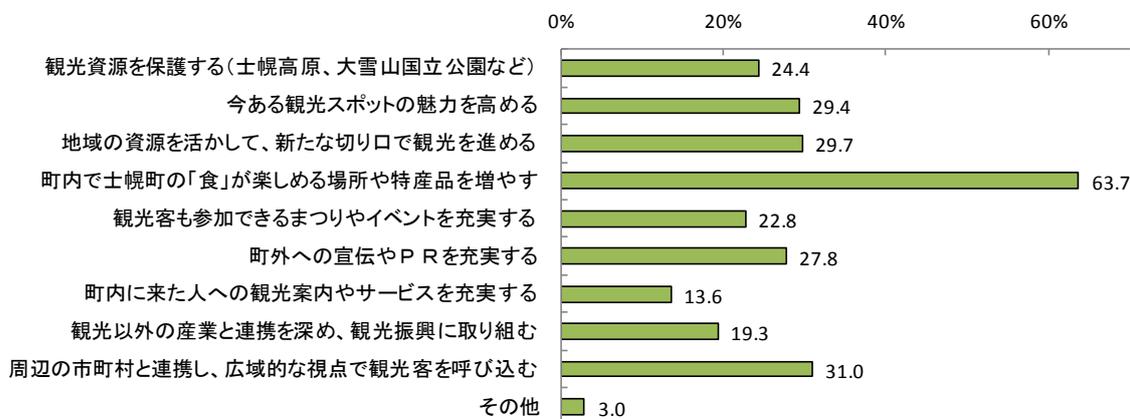
また、アンケートでは、土幌町(産)としてのブランド強化、イメージアップが期待されており、さらなる農業振興をはかる上でも推進していくことが必要です。

【町民アンケート】特に力を注ぐべき農業の振興(3つまで選択)[874人]



また、観光・交流の振興としても、「町内で土幌町の食が楽しめる場所や特産品を増やす」ことを望む声が高く、地元で食べることができる場とともに、特産品の多様化に向けた取り組みを進めていくことも必要です。

【町民アンケート】特に力を注ぐべき観光・交流の振興(3つまで選択) [874人]



### (3) 幅広い視点から環境を考え、保全する

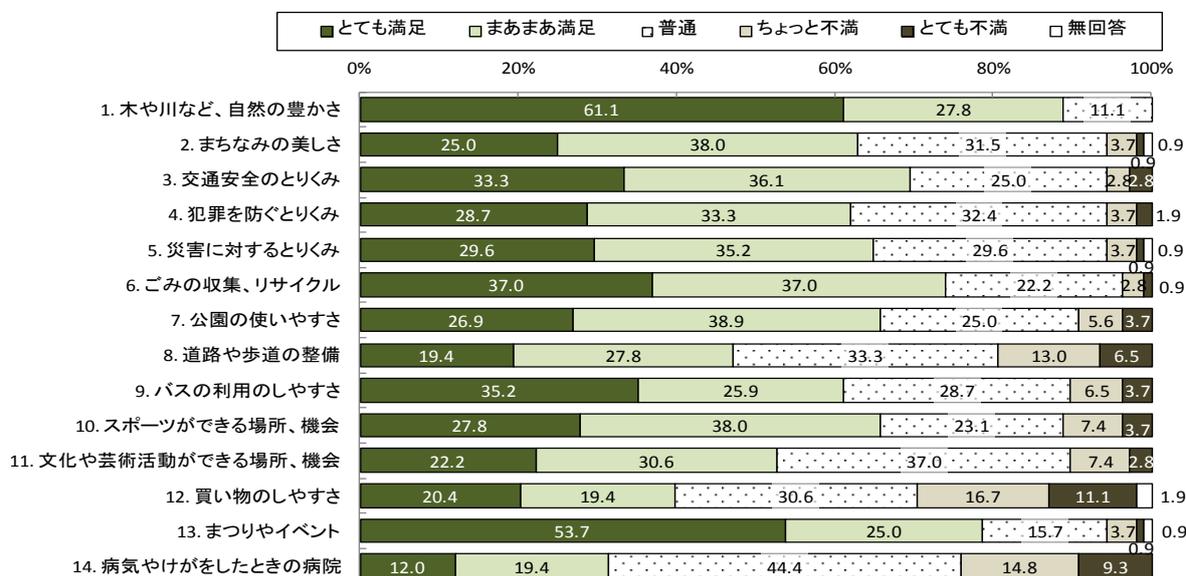
アンケートでは、満足度が高いものとして自然環境、農村景観などがあげられています(9ページのグラフ参照)。

また、中学生は自然が豊かなことへの満足度が高く、将来なってほしいまちの姿として、「自然が豊かで美しく、環境にやさしい町」の回答率が他の年齢層より高くなっています。

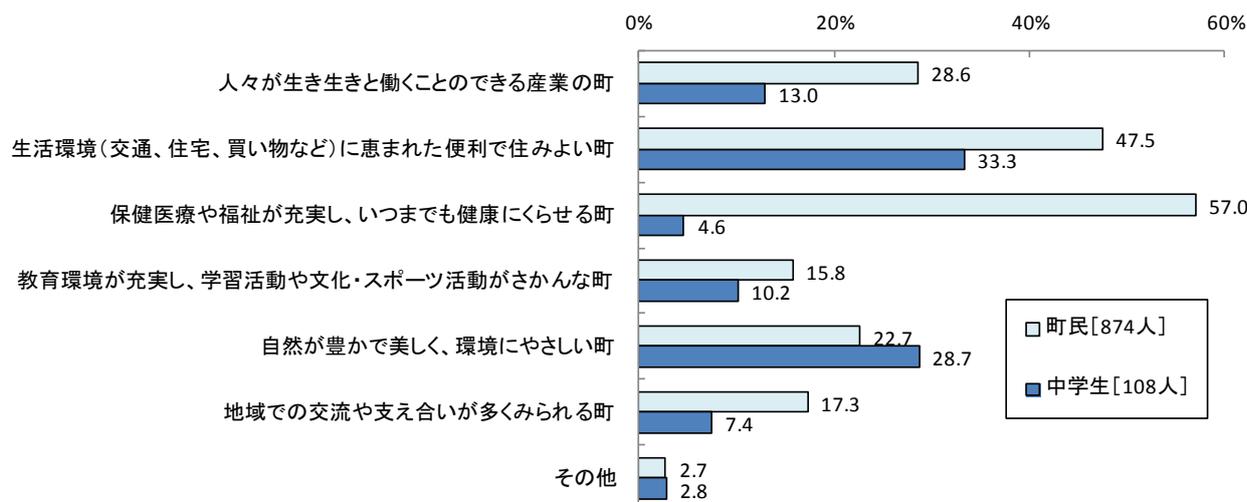
面積の6割以上が農地である本町では、農村環境を自然環境として捉えている部分も多く、まちの自然であり生活の場でもある農村環境や景観を維持していくことが必要です。加えて、森林や河川などまちに残された貴重な自然環境の保全や、高原や温泉などを観光資源として活用していくことも必要です。

本町では「環境マネジメント」という、より広い視点からの環境保全に向けた取り組みを進めています。現状では、行政が主体となって進められる範囲での取り組みになっていますが、今後は住民とともに意識を高め、取り組む範囲を広げていくことが必要です。

【中学生アンケート】暮らしの満足度



### 【町民アンケート・中学生アンケート】将来なっほしい士幌町の姿



#### (4) 交流人口を拡大し、地域の活性化や移住につなげる

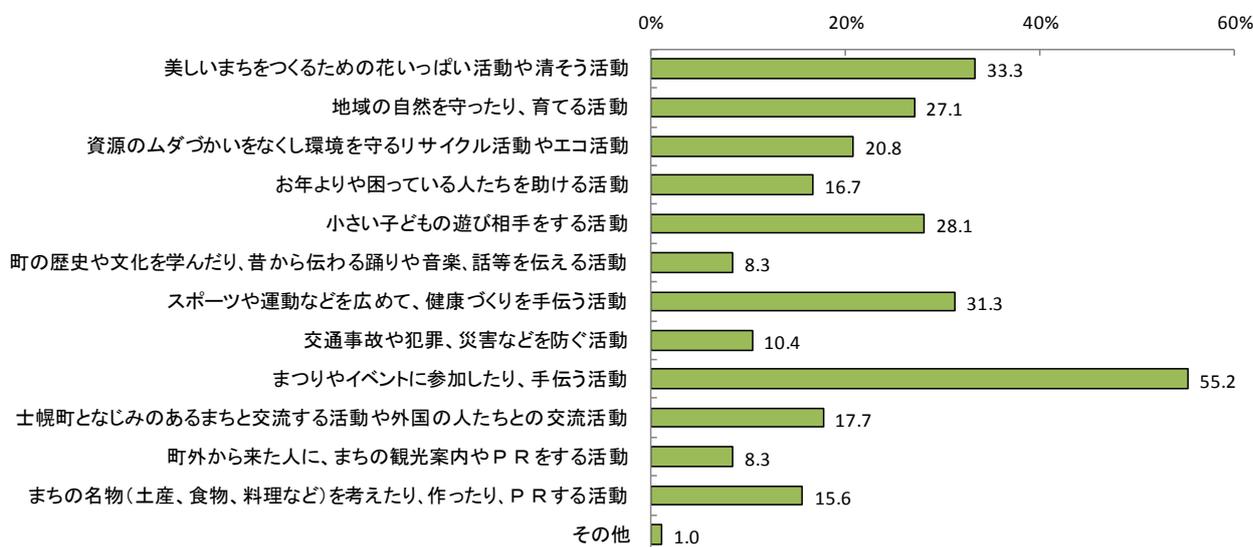
本町の観光入込客数は十勝地域の中でも低い状況です。これは、町内に観光・交流を目的に滞在する人たちが少なく、素通り状態であることを示しています。

本計画で重点施策として位置付けている人口減少への対策を講じるうえでも、観光・交流で訪れる人口を増やしていくことが重要です。

本町では現在、道の駅ピア 21 しほろの移転を進めているところであり、新道の駅を拠点に、まちの魅力を発信し、来訪者を増やすことにつながる取り組みを進めていくことが必要です。

観光・交流人口の拡大をはかるうえで、地域の祭りやイベントを活かすことも重要です。アンケートによると、中学生は「まつりやイベント」への満足度が高く（11ページのグラフ参照）、「まつりやイベントに参加したり、手伝う活動」を、参加したいまちづくり活動としてあげています。子どもも含め、地域住民の協力により地域のイベント等を充実させ、観光・交流人口の拡大に加え、まちへの誇りや愛着を高めていくことも重要です。

### 【中学生アンケート】参加したいまちづくり活動[96人]

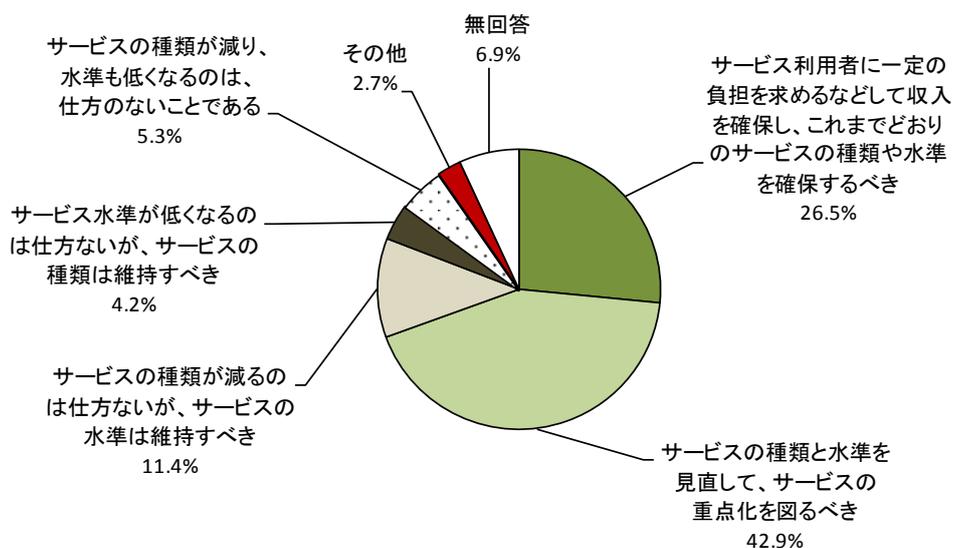


(5) 長期的な視点で地域経営（マネジメント）を考え、進めていく

アンケート結果をふまえると、サービスの重点化については一定の理解を得ていることが伺えますが、生産年齢人口の減少により町財政の基盤が縮小傾向にあるなか、限られた財源をいかに有効に運用していくかが課題です。

長期的な財政状況や人口動向もふまえながら、サービス内容や施設整備などを考えるうえで「選択と集中」を行っていくなど、人口減少社会においても持続可能な地域マネジメントを進めていくことが必要です。

【町民アンケート】これからのサービスのあり方について[874人]



## Ⅱ 基本構想

### 1 まちづくりテーマ（将来像）

土幌町は、基幹産業である農業の先駆的な展開により、高い経済性を示しつつ発展し、健全な財政に留意し、豊かなまちを形成してきました。

一方、人口減少が刻々と進む日本において、グローバル化が進むなか、地方をいかに創生していくかが、個々の自治体にとって、大きな課題となっています。

これまで築いてきた人・産業・資源を活力としつつ、時代のニーズをしっかりと見据えて、新しい視点、目標を明確にしながら、戦略的なまちづくりを展開していかなければなりません。

このようなことをふまえ、「土幌町第6期町づくり総合計画」における将来像を次のように定めます。

## 「輝く未来へ しほろ創生」

これからの土幌町のまちづくりを考える時、いろいろな課題が見受けられます。

しかしながら、先人が築き、私達が守り育ててきたこのまちを、より良い姿で、次代につなげていかなければなりません。

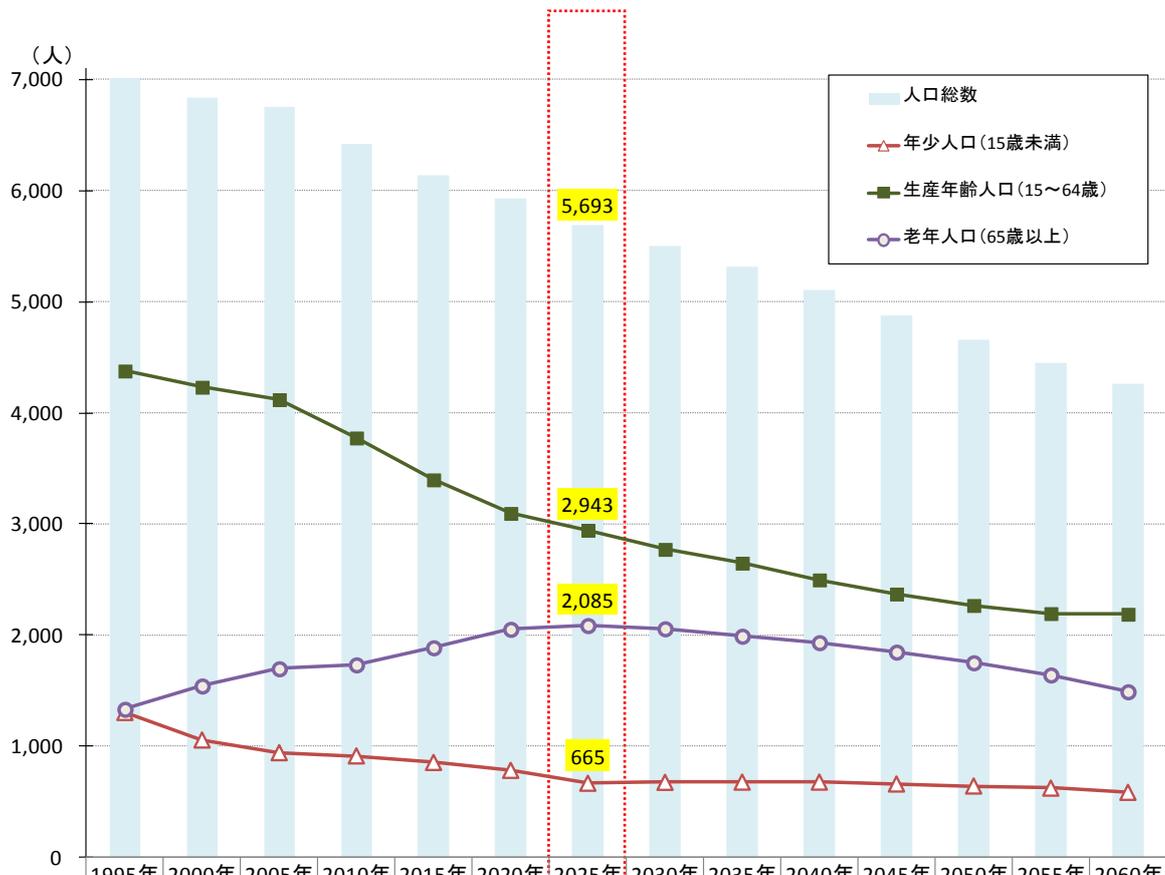
本町の持つ、良さや魅力はのばし、改めるべきところは改め、今も未来も輝き続ける、土幌町を創り出していきます。

## 2 将来人口

本計画では、重点施策でもある「土幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略」とともに、人口減少を抑制し、地域の活力を維持しつつ、住みよいまちづくりを進めていくこととします。

そのため、将来人口については、「土幌町人口ビジョン」における将来の人口展望をふまえ設定することとし、本計画が終了する平成 37 年度における総人口を 5,693 人とします。

「土幌町人口ビジョン」における将来の人口展望



|                | 1995年<br>(H7) | 2000年<br>(H12) | 2005年<br>(H17) | 2010年<br>(H22) | 2015年<br>(H27) | 2020年<br>(H32) | 2025年<br>(H37) | 2030年<br>(H42) | 2035年<br>(H47) | 2040年<br>(H52) | 2045年<br>(H57) | 2050年<br>(H62) | 2055年<br>(H67) | 2060年<br>(H72) |
|----------------|---------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 人口総数           | 7,010         | 6,839          | 6,755          | 6,416          | 6,134          | 5,927          | 5,693          | 5,500          | 5,311          | 5,102          | 4,873          | 4,656          | 4,454          | 4,259          |
| 年少人口(15歳未満)    | 1,302         | 1,054          | 940            | 911            | 852            | 781            | 665            | 673            | 675            | 675            | 658            | 640            | 621            | 583            |
| 生産年齢人口(15～64歳) | 4,377         | 4,231          | 4,119          | 3,774          | 3,397          | 3,095          | 2,943          | 2,771          | 2,647          | 2,496          | 2,369          | 2,266          | 2,193          | 2,187          |
| 老年人口(65歳以上)    | 1,331         | 1,541          | 1,696          | 1,731          | 1,885          | 2,051          | 2,085          | 2,056          | 1,989          | 1,931          | 1,846          | 1,750          | 1,640          | 1,489          |

### 3 基本目標と施策の大綱

将来像「輝く未来へ しほろ創生」をめざし、「第6期町づくり総合計画」におけるまちづくりを進めていくにあたり、6つの基本目標を設定し、それぞれに関連するまちづくり分野においてその実現に向けた取り組みを進めます。

#### 基本目標1 子どもの笑顔が広がり学び、楽しむまち

少子化が進むなか、少ないからこそできる細やかな子育て支援や学校教育を行い、子ども達が知識や学力を身につけながら、心身ともにたくましく、豊かに成長するよう努めます。

また、住民が学ぶことができる機会や、趣味や生きがいを持つことができる場、スポーツや文化芸術に親しめる場などを充実させ、誰もが生涯を通じて、学習やスポーツ、文化的な活動などを本町で楽しめるまちづくりを進めます。

|           |     |            |
|-----------|-----|------------|
| 「基本計画」の項目 | 1-1 | 幼児教育、子育て支援 |
|           | 1-2 | 小学校、中学校    |
|           | 1-3 | 高等学校       |
|           | 1-4 | 生涯学習       |
|           | 1-5 | 社会教育       |
|           | 1-6 | スポーツ       |
|           | 1-7 | 文化、芸術      |

#### 基本目標2 支え合いで、安心安全を共感するまち

自らの健康を考え、健康づくりに取り組む意識や行動を住民に普及するとともに、「福祉村」を拠点に地域包括ケアシステムを構築し、住民の健康管理から福祉サービスの提供までを総合的に行います。

また、住民の理解と協力を得ながら、地域での支え合いや見守りを充実させつつ、だれもが住み慣れた地域で、安心して子育てをすることができ、生涯を通じて生活を送ることができるまちづくりを進めます。

|           |     |             |
|-----------|-----|-------------|
| 「基本計画」の項目 | 2-1 | 保健、健康づくり    |
|           | 2-2 | 医療          |
|           | 2-3 | 地域福祉        |
|           | 2-4 | 児童福祉、ひとり親福祉 |
|           | 2-5 | 高齢者福祉       |
|           | 2-6 | 障がい者（児）福祉   |
|           | 2-7 | 低所得者福祉      |
|           | 2-8 | 社会保障        |

### 基本目標 3 豊かな環境を守り、育てるまち

今ある自然環境を大切に守りながら、「環境マネジメント」の推進など、より広い視点からまち全体の環境負荷の軽減に取り組み、さらに豊かなまちへと育て、次代に継承します。

また、ごみの回収や処分、公園や墓地等の管理を適切に行い、環境を維持します。

|           |                 |
|-----------|-----------------|
| 「基本計画」の項目 | 3-1 環境、景観、エネルギー |
|           | 3-2 ごみ、リサイクル    |
|           | 3-3 公園・墓地・火葬場   |

### 基本目標 4 安全で快適な暮らしの場があるまち

長期的な視点を持ちながら、まち全体の土地利用をはじめ、住民生活に関わる基盤整備を維持、充実させ、将来にわたって、住み良さや便利さ、快適さを感じられるまちづくりを進めます。

また、交通安全や防犯、防災に対する住民の意識を高めるとともに、発生を未然に防ぐ取り組みを進めるなど、安心・安全に生活できる環境を維持し、災害や交通事故、犯罪などから住民の生命と財産を守ります。

|           |                |
|-----------|----------------|
| 「基本計画」の項目 | 4-1 土地利用、市街地   |
|           | 4-2 住宅、宅地、移住定住 |
|           | 4-3 道路         |
|           | 4-4 水道、下水道、浄化槽 |
|           | 4-5 公共交通       |
|           | 4-6 消防、救急      |
|           | 4-7 防災、治水      |
|           | 4-8 交通安全、防犯    |
|           | 4-9 情報通信       |

## 基本目標 5 活力やにぎわいを創造するまち

農業を軸に、さまざまな規模や業種の事業活動が行われ、住民がそれぞれの希望に叶った仕事を心得働くことができる産業基盤づくりを進めます。

また、それぞれの産業が、時代の流れや消費者の意向をふまえながら発展、振興し、本町の経済を支え、活力やにぎわいを生み出す原動力として在り続けられるようにします。

|           |     |                |
|-----------|-----|----------------|
| 「基本計画」の項目 | 5-1 | 農業             |
|           | 5-2 | 林業             |
|           | 5-3 | 商業             |
|           | 5-4 | 工業、企業誘致、特産品    |
|           | 5-5 | 観光、交流、国際化      |
|           | 5-6 | 雇用、勤労者福祉、消費者保護 |

## 基本目標 6 みんなで考え、行動するまち

これまでの地域のつながり、これから必要な連携のあり方などをまち全体で考えながら、人口減少傾向のなかでも、地域活動が継続されるよう支援します。

また、協働や男女共同参画といった考え方を浸透させながら、より多くの住民が活躍できるまちづくりを進めます。

さらに、本町のまちづくりの動きや課題などをまち全体で共有できるよう、住民と行政をつなぐ情報提供、意見の収集の充実に努めながら、限られた財源と資源を有効に活かし、健全な行財政運営を進めます。

|           |     |                 |
|-----------|-----|-----------------|
| 「基本計画」の項目 | 6-1 | コミュニティ、協働のまちづくり |
|           | 6-2 | 男女共同参画          |
|           | 6-3 | 広報、広聴           |
|           | 6-4 | 行政運営            |
|           | 6-5 | 財政運営            |
|           | 6-6 | 広域行政            |

## Ⅱ 重点施策

本町は、人口減少を抑制する取り組みを示した「総合戦略」を、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間で期間として策定しています。

人口減少を抑制することは、現在の本町のまちづくりにおいて重要な課題であり、計画期間がほぼ重なる「土幌町第 6 期町づくり総合計画」では、重点的に取り組むべき（重点施策）として位置づけています。

### 基本目標 1 地域産業の活性化により、多様な雇用を創出する

次代の農業を担う後継者、新規就農者などを支援するとともに、労働力不足の解消に努め、農業分野で働く人たちを増やします。商工業分野においても、商工業の活性化や後継者の支援により、働く場を広げます。

また、農業など既存の産業を軸としながら、新たな事業が発展、展開していくことを促進し、町内にある働く場の数や種類を増やします。

そのほか、今後需要が高まる医療・福祉分野においても、支援体制づくりに必要な人員の確保として雇用を拡大します。

#### 施策 1 - 1 既存産業を活性化させ、担い手の確保に努めます。

- Uターン者も含め、農業者や商工業者の担い手を支援します。
- 農繁期や酪農業における労働力不足を解消する対策を進めます。
- 商工業への支援事業により域内経済の活性化に努めます。
- 医療・福祉分野の支援体制に合わせて雇用を拡大し、必要な人員を確保します。
- 高校卒業者や都市部に進学した本町出身者など、若い世代が仕事を選ぶ際、町内で働く場を見つけることができるよう支援します。

#### 施策 1 - 2 新たな事業や企業の誘致、6次産業化の支援を行います。

- 本町での事業展開を促す情報発信や制度づくりを進めます。
- 新たな事業所や工場の誘致、店舗の開設、道の駅の移転改築など働く場の創出と事業活動の多様化を促進します。
- 農畜産物の加工など参加型 6次産業化を促進します。

## 基本目標 2 人の流れを増やし、住環境を充実させ、移住・定住を促す

移転改築する道の駅「ピア 21 しほろ」をはじめ、町内の観光・交流拠点や観光資源の魅力を高め情報発信するとともに、交流を生み出す機会を拡充し、本町を来訪し滞在・交流する人口を増加させます。

また、移住を検討する際に必要な情報や相談体制を充実させるなど本町での暮らしに関心を促し、新たな人の流れが移住につながるようにします。

さらに、住宅に関する取り組みを中心に、町民からは「住み続けたいまち」、移住希望者には「住んでみたいまち」と感じてもらえるよう、住環境を充実させ、移住・定住を促進します。

### 施策 2 - 1 町内での滞在・交流人口を拡大し、移住を促進します。

- 道の駅や土幌高原ヌプカの里など観光施設の集客機能や利便性を高めます。
- 町内の観光資源の魅力を高め、より積極的に情報発信することにより、交流人口を増やします。
- 本町への来訪や滞在を促す企画や情報発信の充実に努めます。
- イベントやスポーツ大会での交流、ゆかりのある地域との交流などを通じて、町内で滞在・交流する人口を増やします。
- 近隣自治体との連携による広域観光事業により、交流人口を増やします。
- 移住支援や求人等に関する情報を一元化し、情報収集しやすいようにします。
- 広域的な移住交流施策など関係市町村と連携した取り組みを推進します。
- 地域おこし協力隊制度を活用し、3大都市圏等からの移住を促進します。

### 施策 2 - 2 住んでみたい、住み続けたい、多様な住環境をつくります。

- 子育て世代や町外からの通勤者などの居住ニーズを把握し、支援策を検討します。
- 短期滞在や中期滞在ができる住宅、二地域居住向けの住宅などを整備します。
- 民間賃貸住宅の建設費用の一部を支援し、優良賃貸住宅の増加を促進します。
- 区画面積など取得希望者のニーズをふまえた住宅分譲地の造成と販売を進めます。
- 空き家、空き地を有効利用するため、空き家、空き地の現状を把握するとともに、家屋の解体・リフォーム改修などを促進します。

### 基本目標 3 結婚・出産・子育てへの支援を充実させる

本町で結婚し生活を送ることを希望する人達が増えるよう、結婚につながる出会いの場を充実させます。

また、子どもを産み育てたい人たちが、多くの子どもを産み育てることができるよう支援します。

さらに、子育て支援や教育に関する環境整備、負担の軽減をより一層行い、本町で子どもを育てる魅力を高め、子育て世帯の定住を促進するとともに、町外からの移住を促します。

#### 施策 3 - 1 結婚や出産を望む人を応援します。

- 未婚の若い世代がお互いに出会う場や、交流する機会を増やします。
- 結婚や出産に必要な情報提供や相談体制を充実させるとともに、経済的な面で支援を行います。

#### 施策 3 - 2 子育ての負担を軽減し、魅力ある環境をつくります。

- 児童が安全・安心に放課後を過ごし、多様な体験活動を行うことができる環境をつくります。
- 子育てに関する情報を得やすく、相談がしやすい環境をつくります。
- 行政・町民・企業が一体となって育児と仕事が両立しやすい環境をつくります。
- 郷土を愛する心の醸成や、魅力ある教育環境づくりを進めます。
- 子育てにかかる経済的な負担を軽減します。

## 基本目標 4 安心して住み続けることができる地域をつくる

住み続けるうえで不安が生じやすい、交通手段や医療・福祉環境、災害対策などへの不安を解消し、本町で安心して生活を送ることができる環境づくりを進め、定住を促進します。

また、高齢になっても本町で生きがいを感じながら生活できる環境を充実させます。

### 施策 4 - 1 住み続けたい生活環境を充実させます。

- 買い物や通院で移動する際の交通を確保します。
- だれもが利用しやすい住宅や公共施設であるよう整備します。
- 介護が必要になっても、住み慣れた自宅や地域で暮らせるよう地域密着型サービス基盤の整備を進めます。
- 町民がともに支え合う気運を高め、地域における活動を支援します。
- 子ども達を含め町民が本町の良さを再認識し、郷土愛を高める取り組みを増やします。
- 高齢者が知恵や経験を活かしながら、地域で活躍できる場や機会を増やします。

### 施策 4 - 2 保健・医療・福祉の拠点「福祉村」を充実させます。

- 国保病院の診療体制を充実させるとともに、在宅介護との連携を強化します。
- 医療や介護、障がいなどの関係機関の連携を深め、地域包括ケアシステムを確立します。

### 施策 4 - 3 災害に強いまちをつくります。

- 役場や公共施設など災害時に避難場所となる防災拠点の機能を充実させます。
- 災害時に、避難や支え合いがスムーズに行えるよう、日頃からのネットワークづくりを進めます。

# Ⅲ 基本計画

## 第1章 子どもの笑顔が広がり学び、楽しむまち

### 1-1 幼児教育、子育て支援

#### 現状

- 本町では平成20年4月より、幼保一元型による「土幌町認定こども園」を開園し、教育・保育が行われています。また、認定こども園では子育て支援事業を実施しているほか、発達支援センターとしての機能も担っており、乳幼児等の育ちを支援しています。平成27年度からスタートした「子ども・子育て支援新制度」では、保護者の就労形態により子どもの環境が左右されず、かつ質の高い教育と保育が継続的に提供される環境を確保することが求められています。なお、発達支援センターについては、発達支援の充実と窓口の一本化のため療育の中心となる幼児療育センターと発達支援センターを統合し「こども発達相談センター」を設置しました。
- 学童保育所は現在町内5地区で開設しており、1年生から6年生までと対象学年を拡大し対応しています。運営については平成27年度より町内の社会福祉法人に委託し実施しています。
- 土幌学童保育所は、土幌小学校の空き教室を使用していましたが、特別支援学級の増加や北中音更小学校の廃校に伴う児童数の増加により、空き教室の確保が困難となることから、平成27年度に新たな施設として「子ども交流センター」を建設し、平成28年度4月より運営を開始します。新たな子ども交流センターは、学童保育所（厚生労働省）と放課後子ども教室（文部科学省）の機能を併せ持った運営をめざしています。

#### 基本的な考え方

子ども達一人ひとりの状況に応じた細やかな支援に努め、育児への不安を解消し、健やかに育つことを促進します。

## 主な課題と施策

| 区分          | 主な課題  | 施策  |
|-------------|---|---|
| (1)認定こども園   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 家庭との緊密な連携をはかり、保護者が認定こども園とともに乳幼児を育てるという意識が高まるような支援と情報交換、また、子育て支援についての相談や情報提供など地域の幼児教育の中心的な役割を担うことが必要です。</li> <li>● 町内の私立認可保育所・認可外保育施設との連携、小学校への円滑な接続ができるような取り組みが必要です。</li> </ul>    | <ol style="list-style-type: none"> <li>① 運営と、関連する子育て支援事業の充実に努めます。</li> <li>② 幼児教育を進めます。</li> <li>③ 施設については、旧保育所部分の老朽化や発達支援センターの充実も含め、改築を検討します。</li> </ol>   |
| (2)へき地保育所   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 幼児がさらに減少した場合の対応やその受入れ施設として認定こども園が十分な機能を確保(施設の老朽化等)することが可能か検討していく必要があります。</li> </ul>  | <ol style="list-style-type: none"> <li>① 地域運営へき地保育所の支援と川西へき地保育所の運営を推進します。</li> </ol>  |
| (3)放課後子ども対策 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 共稼ぎ家庭の増加により学童保育所の開所時間延長などについて関係機関との協議が必要です。</li> <li>● 少子化に伴い、今後小学校再編が進むことが予想されるなか、バス待ち児童の居場所づくりの検討が必要です。</li> <li>● すべての児童が放課後等を安心・安全に過ごし、多様な活動・体験が出来るよう関係機関との協議が必要です。</li> </ul> | <ol style="list-style-type: none"> <li>① 仕事を終えた保護者が帰宅するまでの時間を児童が安心・安全に過ごせる場所として、学童保育の充実に努めます。</li> <li>② バス待ち児童の安全の確保について検討します。</li> <li>③ すべての児童が放課後に多様な活動・体験を行えるよう、放課後子供教室の開設を検討します。</li> </ol> |

## 1-2 小学校、中学校

### 現状

- 町内には小学校が7校、中学校が1校あります。小学校は、土幌小と中土幌小のほか、東部に3校、西部に2校へき地小学校があります。土幌小学校では低学年における少人数学級を実施し、きめ細やかな教育の展開に努めています。
- 教育内容については、基礎・基本を身につけた確かな学力の定着のため、分かる授業の展開や家庭学習の習慣化に努めているほか、外国語活動の充実のため、外国語指導助手を複数配置しています。
- 東部・西部の各校では、一定規模での授業実施のため、集合学習を実施しています。
- 特別な支援が必要な児童生徒については、特別支援学級を開設し、教育を行っています。
- 食育については、学校給食や大地くんと学ぼう（食農体験学習）などを通して、健全な食生活の実践や食について学ぶ機会を設けています。
- 学校と家庭、地域、関係機関が連携し、開かれた学校づくりや児童生徒の安全・安心な環境づくり、いじめや不登校の未然防止、早期発見・早期対応に努めています。
- 小学校での地域交流として、美濃市との交流（土幌、中土幌、下居辺、西上音更小）、鎌ヶ谷市との交流（上居辺小）、佐倉市との交流（佐倉小）、川崎市下河原地区との交流（新田小）が行われており、次世代を担う子どもたちの知見が広まることに役立っています。

### 基本的な考え方

基礎学力の向上とともに、時代に応じた教育を行う場、心と体を育む場として学校教育を充実させます。

### 主な課題と施策

| 区分            | 主な課題  | 施策  |
|---------------|---|---|
| (1)学校の施設、設備など | ●老朽化や児童生徒の数に応じて、関連する施設・設備やスクールバスなどの改修、更新が必要です。                            | ①学校の施設・設備の改修、更新を計画的に進めます。<br>②スクールバスの更新を計画的に進めます。   |
| (2)教育体制、教育課程  | ●情報教育については、ICT環境の一層の整備と教育内容の充実に向けてタブレットなど情報通信機器の整備に併せて、校内LAN整備を行う必要があります。 | ①確かな学力を育てるため、基礎学力の向上や豊かな心、健やかな体の育成に努めます。<br>②情報化社会に対応した教育を進めるための環境を整えるとともに、ICT教育の充実に努めます。 |

| 区分        | 主な課題  | 施策   |
|-----------|---|--|
|           | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童生徒が、進級、進学時における小1プロブレム、中1ギャップなど、新しい環境での学習や生活にうまく適応できず、不登校等につながっていく事例があり、環境の変化に適応できるよう、なめらかな接続が求められています。</li> </ul>                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>③ 外国語指導助手を複数名配置して、英語教育の充実に努めます。</li> <li>④ 学校評議員をはじめ、家庭や地域と連携協力し、開かれた学校づくりに努めます。</li> <li>⑤ 安全教育を推進し、安全・安心な学習環境の確保に努めます。</li> <li>⑥ 地域・関係機関などと連携し、通学路を含めた児童生徒の安全管理に努めます。</li> <li>⑦ 関係機関と連携し、いじめや不登校をなくす取り組みを進めます。</li> <li>⑧ 学校給食、大地くんと学ぼう（食農体験学習）、弁当の日などを通して、学校における食育の推進に努めます。</li> </ul> |
| (3)特別支援教育 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 近年、特別支援学級の在籍人数や通常学級における支援を必要とする人数が増加しており、個に応じた教育支援の充実が求められています。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 障がいのある児童生徒の個々の状況に応じた支援を行うなど、特別支援教育の充実に努めます。</li> </ul>  |
| (4)指導体制   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 小規模校ならではのきめ細やかな授業が展開される一方、欠学年や同学年生がないなど、一定規模での授業や協働学習を行う上で支障が出ています。</li> <li>● 高度化・複雑化する諸課題への対応や基礎的・基本的な知識・技能の習得に加え、協働的な学びの育成が求められています。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 児童数の推移をふまえ、小学校の適正規模、適正配置に努めます。</li> <li>② 教職員の各種研修への参加等により教育の資質の向上に努めます。</li> </ul>   |
| (5)都市交流   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業実施にあたっては、相互交流を基本とすることから、交流先の理解と協力が必要となっています。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 小学生の都市交流事業を推進し、充実に努めます。</li> </ul>  |

## 1-3 高等学校

### 現状

- 土幌高等学校は、町立の職業高校の利点を活かし、地域産業の担い手育成、地域の信頼に応える教育実践を経営方針として学校経営を展開しています。
- 農業経営ならびに農業の多面的な機能について学ぶ「アグリビジネス科」と食品加工・流通に関する基礎を学ぶ「フードシステム科」を設置しており、生産から加工・販売、商品開発などを一貫して学ぶことができるカリキュラムを編成しています。
- 生徒一人ひとりの夢や想いをブランド認証して、土幌高校の魅力として発信していく『志』プロジェクトに取り組んでいます。
- 校舎は築40年が経過し、老朽化が進んでいます。

### 基本的な考え方

町立の職業高校として特色ある教育課程を編成し、魅力ある農業教育を推進します。

### 主な課題と施策

| 区分      | 課題  | 施策   |
|---------|---|--|
| (1)教育施設 | ●生徒の学習環境の維持・向上のため、計画的な対策を講じる必要があります。                                      | ①農場生産物の一次加工を行える教育施設整備の検討をします。<br>②実習施設の集約や農場再編を推進し、効率化をはかります。<br>③校舎の改修や農業教育備品等を整備します。<br>④将来に向けた校舎のあり方を検討します。   |
| (2)教育内容 | ●環境に配慮した安全で安心な時代のニーズに即応した魅力ある農業教育への取り組みとともに、生徒の個性を活かしたカリキュラムを展開することが必要です。 | ①教育活動全般において、魅力ある農業教育を推進します。<br>②農業クラブ活動（志プロジェクト）、プロジェクト学習の推進と支援を行います。<br>③地域と連携し課題に取り組むとともに、地域に根ざした活動を積極的に推進します。<br>④国際化に対応する人材育成をめざした生きた英会話指導、海外文化交流を推進します。 |
| (3)支援   | ●近年は少子化傾向により中学卒業生が減少するなか、魅力ある学校づくりとともに、通学支援の充実が求められています。                  | ①通学バス費用の助成を行います。<br>②修学支援制度を通じて、大学進学を希望する在校生を支援します。<br>③修学資金貸付制度を通じて、4年制大学に進学した生徒を支援します。   |
| (4)広報活動 | ●わかりやすく多くの生徒や保護者、教育関係者に本校の魅力を伝えることが必要です。                                  | ①中学校訪問や学校説明会、マスメディアや広報誌、ホームページ等を通じて情報発信し、入学者の確保に努めます。  |

## 1-4 生涯学習

### 現状

- 「生涯学習講座」をはじめ、少人数でも住民と行政が課題毎に情報交換できる場として「生涯学習出前講座」を行っています。「生涯学習出前講座」は、さまざまなテーマの講座があり、担当する課などによって行われています。
- 住民が経験や活動によって身につけた知識や技術、技能などを住民の生涯学習活動の場で活かすため「生涯学習支援バンク制度」があります。
- まちの総合情報誌の一部として「生涯学習ガイドブック」を発行しています。

### 基本的な考え方

生涯学習講座の実施などまちづくり、人づくりを進めるために、生涯学習社会の構築に向けさまざまな事業に取り組み、まちづくりに欠かせない施策として推進します。

### 主な課題と施策

| 区分       | 主な課題  | 施策   |
|----------|---|--|
| (1)情報提供  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●「生涯学習出前講座」については多くの団体や組織が利用しており、今後も継続していくことが必要です。</li> <li>●より早く、多くの人に情報が伝わるよう、ホームページに掲載するなど情報提供方法の充実が必要です。</li> </ul> | <ol style="list-style-type: none"> <li>①生涯学習ガイドブックを発行するとともに、各種啓発事業の実施に努めます。</li> <li>②「生涯学習出前講座」など、少人数でも住民と行政が課題ごとに情報交換できる場の拡大に努めるとともに、関係各課と情報共有や意見交換などを行い、内容や実施方法の改善に努めます。</li> <li>③専門知識を持つ職員による指導、相談体制の充実をはかります。</li> </ol> |
| (2)活動の支援 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●「生涯学習支援バンク制度」については、利用が低迷していますが、町外からの人材も含め、リーダーの発掘養成に努めていくことが必要です。</li> </ul>  | <ol style="list-style-type: none"> <li>①町内各団体の支援や各種学級を開設することでリーダーの養成を行います。</li> <li>②生涯学習を率先する地域リーダーの発掘及び育成に努めます。</li> <li>③住民の学習ニーズに対応するため、生涯学習支援バンクへの登録を通じて、生涯学習指導者の発掘養成に努めます。</li> </ol>                                    |

## 1-5 社会教育

### 現状

- 少年教育については、青少年健全育成協議会やPTAと連携し、学校や家庭では得難い体験や学習の機会を提供しています。また、地域子ども会やPTA事業、少年団活動、サタデースクール事業等に多くの少年・少女が参加し活動しています。
- 青年教育については、連合青年団など青年活動を支援していますが、単位青年団の会員の減少により活動を休止している状況もあります。
- 女性教育については、男女共同参画の推進をふまえ、女性団体の活動を支援しています。
- 成人教育については、各種学習講座を開催しています。
- 高齢者教育については、柏樹大学・大学院等を開設し、高齢者の学習ニーズに対応した学習の場や各種活動の場を提供しています。
- 町内には、総合研修センターや図書館、食品加工研修センター等の学習施設があり、改修や老朽化による修繕などを行い社会教育施設の適切な維持管理に努めています。

### 基本的な考え方

各時期における課題解決に必要な学習機会を提供するとともに、自主的な学習活動を支援します。

### 主な課題と施策

| 区分      | 主な課題   | 施策  |
|---------|--|---|
| (1)教育内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●少子化に対応した全町的な視点、広域的な視点による学習の提供が求められています。また、家庭の事情などで参加できない子どももいるため、よりきめ細かい配慮が必要です。</li> <li>●魅力ある青年活動が展開されるよう今後も既存の組織を支援するとともに、若者による新たな組織づくりや活動促進していくことが必要です。</li> <li>●女性団体連絡協議会については、役員及び会員の高齢化が進み、団体運営において大きな課題となっており、今後は団体に対する理解を幅広く得るための取り組みが必要です。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>①各時期における課題に対応した学習機会を提供します。</li> <li>②学習に関する情報の提供に努めます。</li> <li>③生涯学習の観点から、あらゆる教育機能を活用した学習活動を推進します。</li> <li>④社会教育に関する団体やサークルなどの活動を育成・支援します。</li> <li>⑤連合青年団の活動を支援するとともに、青年の組織づくりや活動促進につながる学習機会や活動機会を提供します。</li> <li>⑥女性団体連絡協議会の活動を支援します。</li> </ul> |

| 区分                | 主な課題  | 施策  |
|-------------------|---|---|
|                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●成人教育については能力開発学習や情報提供など個人の学習活動を支援する体制の整備や、生活に根ざした学習課題や地域課題に即したリカレント教育（自己啓発や職業能力開発のための社会人の再教育）を推進する必要があります。</li> <li>●高齢者の学習やスポーツに対するニーズも多様化しており、それらのニーズに対応しながら、仲間づくりや豊かな人生経験を生かした活動促進を行っていくことが必要です。</li> </ul> |   |
| (2)関連施設           | <ul style="list-style-type: none"> <li>●総合研修センターは、築20年を経過し、老朽化による修繕力所が増加しています。</li> <li>●公民館の適切な維持管理が必要です。</li> </ul>   | <p>①総合研修センターをはじめ公民館など町内の学習施設の有効活用に努めるとともに、適切な維持管理に努めます。</p>   |
| (3)図書館            | <ul style="list-style-type: none"> <li>●多くの住民に利用してもらえるよう、より一層の図書館のPRが必要です。</li> </ul>   | <p>①施設、設備の適切な維持管理に努めます。</p> <p>②ブックスタートなど子どもの頃から本に親しんでもらえる取り組みを進めます。</p> <p>③巡回図書などを通じて、学校と連携し、サービスの充実に努めます。</p> <p>④管内・道内の図書館との連携を強化し、サービスの向上に努めます。</p> <p>⑤リクエスト等の各種サービスの周知及び相互貸借の活用を行います。</p> <p>⑥利用者の年齢層やニーズに対応できる資料を収集し、住民への周知に努めます。</p> |
| (4)食品加工<br>研修センター | <ul style="list-style-type: none"> <li>●より多くの住民に利用してもらえるよう、効率的な運用方法の検討が必要です。また、地場産品を使った土幌町の特色のある加工品の開発が求められており、施設の積極的な活用を促進していくことが必要です。</li> </ul>  | <p>①衛生面について適切な管理を行いつつ、施設、設備の維持管理に努めます。</p> <p>②施設を効率的に利用できる方法の検討に努めます。</p> <p>③講座などを通じて自主研修グループの活動を促進します。</p> <p>④町内小学校児童及び中学校生徒の体験的学習の充実に努めます。</p> <p>⑤土幌高等学校の地場産品を使った新製品の研究開発を推進します。（高校専攻班活動等との共同研究）</p>                                    |

## 1-6 スポーツ

### 現状

- 住民一人ひとりが健康・体力づくりをめざして、何らかのスポーツを実践する「町民一人スポーツ」運動を推進しており、既存のスポーツ教室に加えて新規に各種スポーツ教室を開催し、参加を呼びかけています。
- スポーツ少年団から成人のスポーツグループまで、各種スポーツ活動が行われています。スポーツ少年団など競技スポーツ活動では、スポーツ推進委員をはじめ住民の協力を得て指導にあたっています。
- 町内には、すこやか体育館、野球場、サッカー場、パークゴルフ場、ゲートボール場、プール、スケートリンクなどのスポーツ施設があり、各種スポーツ活動に利用しています。また、学校体育施設の開放を行っています。

### 基本的な考え方

競技スポーツの振興とともに、身近に楽しみ、健康増進につながるスポーツを推進します。

### 主な課題と施策

| 区分        | 主な課題  | 施策   |
|-----------|---|--|
| (1)普及     | <ul style="list-style-type: none"> <li>●町民一人スポーツの実現に向けて多くの施策が必要となっています。</li> <li>●障がい者スポーツに対する住民の関心や理解を高める必要があります。</li> </ul> | <ol style="list-style-type: none"> <li>①住民一人ひとりが健康・体力づくりをめざして、何らかのスポーツを実践する「町民一人スポーツ」運動を推進します。</li> <li>②スポーツ合宿等を通じて、各種スポーツ教室や大会などを開催し、スポーツ活動への関心を高めるとともに参加を促進します。</li> <li>③幼児期、少年期を対象にしたスポーツ教室を開催し、スポーツの関心を高めます。</li> <li>④講演会の開催などを通じて、障がい者スポーツへの関心や理解向上に努めます。</li> </ol> |
| (2)指導者    | <ul style="list-style-type: none"> <li>●各種競技の指導者育成、確保をはかっていますが、少年団活動等の指導者が不足している状況が見られます。</li> </ul>                          | <ol style="list-style-type: none"> <li>①スポーツ推進委員をはじめ各種指導者の育成、確保をはかり、スポーツ指導体制を充実させます。</li> <li>②体育連盟、スポーツ少年団、スポーツグループなど団体活動の活性化と育成に努めます。</li> <li>③スポーツ団体からの要望をふまえ、総合型地域スポーツクラブの設立に向けて検討を行います。</li> </ol>   |
| (3)スポーツ施設 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●体育施設を多くの住民に利用してもらえるよう、適切に維持管理する必要があります。</li> </ul>                                    | <ol style="list-style-type: none"> <li>①より良い環境を維持するための施設整備に努めます。</li> <li>②学校体育施設の開放など、既存施設を効率的かつ有効に利用します。</li> <li>③トレーニングができる施設の設置を検討します。</li> </ol>   |

## 1-7 文化、芸術

### 現状

- 町内には、岐阜県美濃市の農民によって最初の開墾が行われた中土幌地区に「伝統農業保存伝承館」と、美濃地方特有の農家様式を用いた「美濃の家」があります。
- 郷土芸能として「土幌高原太鼓愛好会」があり、児童から成年まで活動しています。
- 芸術文化活動については、文化祭や書初め大会などの事業を文化協会などと共催している、また、各団体がそれぞれの活動を活発に行っています。

### 基本的な考え方

本町の郷土芸能を継承していくとともに、芸術文化活動を促進します。

### 主な課題と施策

| 区分      | 主な課題   | 施策   |
|---------|--|--|
| (1)郷土芸能 | ●今後も郷土芸能として活動が継続できるよう後継者の育成などを積極的に検討する必要があります。 | ①土幌町発祥の地記念公園（伝統農業保存伝承館、美濃の家）の適切な維持管理に努めます。<br>②開発事業者との事前協議など埋蔵文化財包蔵地の保存に努めます。<br>③「土幌高原太鼓愛好会」など郷土芸能の継承に努めます。 |
| (2)芸術文化 | ●芸術文化団体の会員は高齢化が進むとともに、会員数の減少、人材の固定化などが見られます。   | ①芸術文化団体の活動に対する援助・育成をはかります。<br>②芸術文化を鑑賞する機会の提供に努めます。  |

## 第2章 支え合いで、安心安全を共感するまち

### 2-1 保健、健康づくり

#### 現状

- 「健康イキイキしほろ 21」の健康計画に基づき、医療や福祉と連携しながら、住民主体の健康づくりを展開しています。
- 疾病全体に占める生活習慣病の割合は増加しており、本町においても、三大生活習慣病（がん、脳卒中、心臓病）が全死因の半数以上を占めています。このようななか、がんや生活習慣病の重症化を予防するために、特定健康診査及び各種がん検診の受診率向上に努め、町国保病院等と連携し事後指導をしています。総合福祉センターの窓口では、保健、福祉サービスの相談を一元化し住民への啓蒙、相談対応を推進しています。
- 妊産婦、乳幼児の健康管理については、健康診査、健康教育、健康相談を推進しています。

#### 基本的な考え方

健診（検診）等を通じて疾病の予防と早期発見に努めるとともに、住民の健康に対する意識づくりを促進します。

## 主な課題と施策

| 区分           | 主な課題   | 施策  |
|--------------|--|---|
| (1)生活習慣病予防   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●生活習慣病の発症を予防し、認知症や寝たきりにならないように進めていく必要があります。</li> <li>●大腸がんや肺がんの死亡率が高い状況にあり、予防に向けた生活改善が必要です。</li> <li>●各種検診の受診率が伸び悩んでおり、住民の受診意識を高める必要があります。</li> </ul> | <ol style="list-style-type: none"> <li>①食生活の改善指導による生活習慣病の予防に努めます。</li> <li>②特定健康診査、各種がん検診、人間ドック等により疾病の早期発見・早期治療の徹底をはかります。</li> <li>③各種検診の受診率向上のための対策を進めます。</li> <li>④町国保病院や各種機関との連携を深め、各種検診後の健康教育を推進します。</li> <li>⑤高齢者の寝たきり及び認知症予防対策を推進します。</li> <li>⑥「40歳以上皆健診運動」を推進します。</li> </ol>  |
| (2)健康づくりの推進  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●住民が自らの健康管理について意識を高め、健康づくりを進めていく必要があります。</li> <li>●母子をとりまく環境は変化し、子育てや子どもの発育に不安を持つ親も増えており、支援する体制が必要です。</li> </ul>                                      | <ol style="list-style-type: none"> <li>①保健師、管理栄養士による保健指導体制を充実させるとともに、家庭訪問による保健指導や在宅介護家族への支援に努めます。</li> <li>②身近に取り組めるウォーキングなどの健康づくり運動を推進し、健康づくり啓発活動に努めます。</li> <li>③両親学級や乳幼児の各種学級を通じて妊産婦、乳幼児の健康管理に努めます。</li> <li>④予防ワクチンへの支援助成を推進します。</li> <li>⑤関係機関と連携した児童生徒に対する保健活動に努めます。</li> <li>⑥健康づくりに関する相談窓口の充実に努めます。</li> <li>⑦感染症対策を推進します。</li> </ol> |
| (3)こころの健康づくり | <ul style="list-style-type: none"> <li>●社会構造の複雑化により心に悩みをもつ人たちが増加しており、そのため精神保健活動の充実が求められています。</li> </ul>  | <ol style="list-style-type: none"> <li>①悩み相談などこころの健康づくりに努めます。</li> </ol>  |
| (4)総合的な推進体制  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●健康づくりを進めるうえで、関係する課や機関が連携し、より総合的に推進できる運営体制にしていく必要があります。</li> </ul>  | <ol style="list-style-type: none"> <li>①保健医療福祉総合推進協議会、地域ケア会議など保健・医療・福祉サービスネットワークづくりの充実に努めます。</li> </ol>   |

## 2-2 医療

### 現状

- 町内唯一の医療機関として国保病院があります。一般病床 40 床・療養病床 20 床の合計 60 床があり、外来診療は、内科・小児科・外科・整形外科・眼科、泌尿器科を設置しています。
- 医師・看護師確保の困難性が一層高まるなか、公立病院改革プランを実践するなど、経営改善に努めています。
- 国保病院を中核的施設として、救急医療の対応など一次医療サービスの提供と保健・医療・福祉の総合的サービスを提供する「福祉村」を形成しています。

### 基本的な考え方

地域の医療環境の維持、向上に努めるとともに、保健、福祉と連携し「福祉村」としてのさらなる充実をめざします。

### 主な課題と施策

| 区分          | 主な課題  | 施策  |
|-------------|---|---|
| (1)町国保病院    | ●「福祉村」の中核としての役割がますます重要となるなか、今後も引き続き、公立病院としてのあり方を検討するとともに、持続可能な経営をめざしていくことが必要です。 | ①「公立病院改革プラン」に基づき、収支改善、経営形態の見直しなどを進めます。<br>②「新公立病院改革プラン」の策定を進めます。<br>③医師、看護師の負担軽減や確保により、安定的で良質な医療の提供に努めます。<br>④医療安全管理マニュアルの活用や医療安全委員会の運用などにより事故防止の徹底に努めます。<br>⑤検査、治療の内容、薬の作用など診療情報の提供に努め、インフォームド・コンセント(十分な説明を受けたうえでの同意、納得診療、説明と同意)の充実をはかります。 |
| (2)「福祉村」の形成 | ●町国保病院の医師体制を十分に確立させることが難しい状況にあります。  | ①保健福祉課、特別養護老人ホーム等からの検診、予防接種、診察などの要請に対応できるよう医療機能の充実をはかり、「福祉村」の円滑な業務運営に努めます。  |

## 2-3 地域福祉

### 現状

- 家庭や地域の助け合いが弱まるなか、高齢者や障がい者をはじめ日常生活での支え合いを必要とする人は増加しています。このようななか、複雑・多様化するさまざまな課題に取り組んでいくために「地域福祉計画」や「地域福祉実践計画」に基づきながら地域福祉に関する取り組みを進めています。
- 平成22年度から独居高齢者世帯の他、高齢者夫婦世帯、障がい者等避難行動要支援者を対象に、緊急時に備えた町安心安全福祉台帳を作成し、安否確認を行っています。

#### 基本的な考え方

地域で支え合う意識を高め、住民の参画を得ながら、地域社会における福祉の取り組みを推進します。

### 主な課題と施策

| 区分       | 主な課題  | 施策  |
|----------|---|---|
| (1)推進体制  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●複雑・多様化する地域福祉に関する課題に対応するには、行政だけではなくすべての住民や地域全体で地域福祉を理解し、協力を得ながら、取り組んでいくことが必要です。</li> <li>●生活の拠点である地域に根ざした助け合いが必要です。</li> </ul> | <ol style="list-style-type: none"> <li>①「地域福祉計画」に基づき、地域福祉に関する事業の推進に努めます。</li> <li>②地域福祉に関するボランティア活動の育成、支援を行います。</li> <li>③住民参加による地域社会を基盤とした安否確認・見守りネットワークづくりなどの活動を支援します。</li> <li>④認知症の対策と連携したしくみづくりを検討します。</li> <li>⑤民生児童委員による相談体制の充実に努めます。</li> </ol> |
| (2)情報の把握 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●個人のプライバシーに配慮しながら、災害弱者を平時から把握しておく必要があります。</li> </ul>   | <ol style="list-style-type: none"> <li>①避難行動要支援者の把握と町安心安全福祉台帳の更新を行います。</li> </ol>   |

## 2-4 児童福祉、ひとり親福祉

### 現状

- 次世代育成支援対策を推進するため、乳幼児等医療費助成などの医療・経済面での支援を行っています。
- 近年、全国的に児童虐待相談件数が急増したこと、虐待死などの事件が発生したことを受けて、児童虐待が児童福祉上の緊急課題となっています。
- ひとり親を支援する制度として、児童扶養手当制度やひとり親家庭等医療費助成制度がありますが、本町における児童扶養手当制度の受給者は増加の傾向にあります。

### 基本的な考え方

医療や経済面からの支援により、家庭の環境に関わらず、安心して子どもを育てられる環境づくりを支援します。

### 主な課題と施策

| 区分        | 主な課題   | 施策   |
|-----------|--|--|
| (1)負担軽減   | ●子育て世帯の経済的な負担の軽減が求められています。   | ①児童手当、乳幼児への医療費助成、子育て祝い金の支給などを継続し、子育て家庭の経済的負担の軽減に努めます。                  |
| (2)虐待防止   | ●家族構成の変化により、子育てに関する悩みの相談先と支援の重要性が高まっており、児童相談所や要保護児童対策地域協議会と連携し、早期発見と迅速な対応を行う必要があります。 | ①子育てに関する悩みを相談できる体制の充実に努めます。<br>②児童虐待の防止のため、関係機関と連携し、より充実した体制での対応に努めます。 |
| (3)ひとり親福祉 | ●今後は世代間の負担の公平性から、より必要度の高い方への支援に重点を移すとともに、子育てをしながら経済的に自立できるよう、支援策を講じていくことが必要です。       | ①児童扶養手当や児童医療費の助成などを通じて、ひとり親家庭を支援します。<br>②家庭環境の改善に向けた自立支援に努めます。         |

## 2-5 高齢者福祉

### 現状

- 士幌町では、平成26年度末現在、高齢化率が28.9%で、その割合は年々高まっています。
- 町内には、特別養護老人ホーム、グループホーム士幌ひまわり館、混合型グループホーム笑顔、小規模多機能施設なごみなどの高齢者福祉施設が「福祉村」にあります。
- 就労支援として高齢者生きがい事業団への支援、交流促進として老人クラブ活動への支援、閉じこもり対策として地域を主体としたふれあいサロン活動への支援を進めています。

### 基本的な考え方

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、生活の上で必要な支援や住みよい居住環境づくり、日常の活動支援に努めます。

### 主な課題と施策

| 区分         | 主な課題   | 施策   |
|------------|--|--|
| (1)就労、地域活動 | ●誰もが生活者として地域でその人らしい安心して充実した生活を送れるよう、地域社会を基盤とした地域福祉の推進に努める必要があります。    | ①高齢者の生きがい・自助活動として、老人クラブの活動を支援します。<br>②地域住民によるふれあいきいきサロン活動を支援します。<br>③高齢者生きがい事業団など高齢者の生きがい就労活動を支援します。 |
| (2)介護予防    | ●介護が必要な状態にならないようにする、あるいは介護が必要な状態になっても重度化を防ぐようにする「介護予防」が重要な課題となっています。 | ①介護予防事業の取り組みを推進します。<br>②地域支援事業及び予防給付事業の推進に努めます。  |

| 区分           | 主な課題   | 施策   |
|--------------|--|--|
| (3)支援体制、サービス | <ul style="list-style-type: none"> <li>●介護保険制度に関する情報提供や相談への対応が必要です。</li> <li>●地域で自立した生活を支援するために、地域包括ケアシステムの構築を推進する必要があります。</li> <li>●住み慣れた地域で生活続けることができる支援や環境が求められています。</li> </ul> | <ol style="list-style-type: none"> <li>①介護保険制度の周知及び事業者情報の収集に努めます。</li> <li>②公正・平等な要介護認定調査を行います。</li> <li>③地域における生活に関する相談支援体制の充実をはかります。</li> <li>④認知症高齢者のサービス事業を拡充します。</li> <li>⑤専門職とのネットワークづくりによる在宅ケア活動を推進します。</li> <li>⑥地域包括支援センターの機能の充実をはかります。</li> <li>⑦居宅介護支援事業における在宅支援の推進をはかります。</li> <li>⑧介護予防プランの作成とケアプランの充実をはかります。</li> <li>⑨ヘルパーサービス、デイサービス、短期入所生活介護（ショートステイ）サービス等の在宅介護サービスを提供します。</li> <li>⑩地域密着型サービス事業の基盤整備の検討を進めます。</li> <li>⑪町国保病院における訪問看護の推進に努めます。</li> <li>⑫生活等に不安な高齢者が、安心して生活できるよう、支援を行います。</li> </ol> |
| (4)入居施設、住宅   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢になっても、安心して住める入居施設や住宅が求められています。</li> </ul>  | <ol style="list-style-type: none"> <li>①将来の要介護者等増加を見込んだ介護サービスの基盤整備をはかります。</li> <li>②特別養護老人ホームの介護体制を充実させるとともに、利用者・住民から信頼される老人福祉施設をめざします。</li> <li>③小規模多機能型居宅介護事業所運営の推進に努めます。</li> <li>④見守り付き高齢者住宅など居住の場の整備を検討します。</li> </ol>  |

## 2-6 障がい者（児）福祉

### 現状

- 平成 25 年度に「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行され、障がい者の範囲に「難病」が加えられるなど、制度の谷間を埋めるべく整備されてきました。
- NPO 法人士幌町障がい者支援の会による「地域活動支援センター」の開設に続き、平成 23 年度には就労継続支援 B 型事業所が開設され、就労訓練を中心に支援が実施されています。平成 26 年度には障がい者総合支援施設が建設され、日中一時支援事業所、就労継続支援 B 型事業所及び地域活動支援センターが「福祉村」に集約され、発展が期待されています。また、混合型のグループホームが開設され、新たな居住の場としても認知が高まっています。
- 町においては、総合福祉センター内に相談支援専門員を設置し、来所者の対応、訪問、事業所へのアドバイスなどを実施しています。また、障がい者の雇用に向け相互理解を深めるため、主に町内企業から就労をうけています。

### 基本的な考え方

ノーマライゼーションの理念のもと、障がい者が安心して生活できる地域づくりを進めます。

行政、関係機関、ボランティア団体、NPO 団体などが連携し、障がい者の自立をサポートするとともに、社会参加を促進します。

## 主な課題と施策

| 区分      | 主な課題  | 施策  |
|---------|---|---|
| (1)情報提供 | ● 障がい者（児）福祉に関する諸制度は複雑かつ多様化しており、わかりやすい情報提供が必要です。             | ① 障がい者（児）福祉に関する諸制度を、利用者等にわかりやすく情報提供し、利用を促進します。<br>② 関係機関等と連携し、障がい者（児）が相談しやすい支援体制づくりに努めます。                                     |
| (2)関連施設 | ● 障がい者やその家族の利用ニーズをふまえ施設を充実させることが必要です。                       | ① 障がい者の日中活動や家族支援のための施設を充実させるとともに、当事者と家族の支援を推進します。<br>② 障がい者（児）福祉に関する施設の維持管理に努めます。<br>③ こども発達相談センターの充実に努めます。                   |
| (3)就労の場 | ● 障がい者が働ける場を増やし、自立した生活を支援することが必要です。                         | ① 企業に対して、障がいに対する理解向上と就労の促進をはかるとともに、障がい者就労体験など各種施策の周知に努めます。<br>② 地域活動支援センターの活用や役場、「福祉村」の関連施設等において就労訓練や体験の場を確保し、福祉的就労の充実をはかります。 |
| (4)啓発   | ● 障がいを持つ者と持たない者が平等に生活する社会を実現させるため、ノーマライゼーションを推進していくことが必要です。 | ① 障がいのある人や制度・事業等をより理解されるための啓蒙活動に努めます。<br>② 小規模多機能型居宅介護施設「なごみ」内の交流スペースなどを利用して、地域住民、障がい者（児）、高齢者等が交流できるよう促進します。                  |

## 2-7 低所得者福祉

### 現状

- 全国の生活保護を受けている世帯が、平成 26 年 11 月には 161 万世帯を超え、受給者数は 216 万 6 千人と増加の一途をたどっています。また、その 9 割を、高齢者、母子、障がい者等が占めています。本町では、母子世帯の増加、また、子などの扶養義務者から経済的な支援を受けられない高齢者単身世帯が近年増加の傾向にあります。
- これまで十分ではなかった、生活保護受給者以外の生活困窮者に対する支援制度を拡充するため、生活困窮者自立支援法が平成 26 年 12 月に制定され、平成 27 年 4 月から施行されています。

### 基本的な考え方

保護を必要とする人たちの状況を把握し、自立した生活が送れるよう、適切な支援を行います。

### 主な課題と施策

| 区分                  | 主な課題  | 施策  |
|---------------------|---|---|
| (1)生活保護受給者への対応      | ●経済的な給付のみでは保護受給者の抱えるさまざまな問題に対応することができず、保護の長期化につながることから、保護受給者に対する就労・自立支援プログラムへの取り組みを推進し、今後とも制度の変革、社会情勢の変化に合わせた対策が求められています。 | ①必要に応じて生活保護制度を適切に措置するとともに、個々の状況に応じた自立に向けた支援に努めます。                                 |
| (2)生活保護以外の生活困窮者への対応 | ●生活困窮に対する就労、生活面の支援が求められています。  | ①生活保護受給者以外の生活困窮者に対する支援に努めます。<br>②とまち生活あんしんセンターと連携し生活困窮者に対する就労、年金、生活等の相談の窓口を設置します。 |

## 2-8 社会保障

### 現状

- 本町の国民健康保険の収納率は97%から98%を維持し、滞納分については徴収月間などの取り組みを行っています。国民健康保険は、地域における医療の確保と住民の健康増進に重要な役割を果たしていますが、医療費が増加する一方、保険料の収納率が低下しており、極めて厳しい財政状況にあります。今後、さらなる国保財政への公費投入や保険財政運営主体を都道府県化とする内容の法律改正（平成27年5月27日成立）が行われ、今後平成30年度に向け都道府県と市町村の役割分担について詳細が協議されていく予定です。
- 後期高齢者医療制度については、「北海道後期高齢者医療広域連合」が運営主体となり、本町では保険料の徴収や申請・届出の受付などの窓口業務を行っています。
- 本町の介護給付状況は、居宅サービス、地域密着型サービスの被保険者1人あたりの給付費は全国や道と比較して低くなっていますが、施設サービス給付費は高くなっています。介護保険事業の安定的な運営を推進するためには、介護予防施策の充実や、在宅志向の増加に伴う基盤整備が必要です。
- 国民年金制度については、平成26年4月1日に「年金機能強化法」が施行され、保険料の取扱いや年金受け取りの仕組みが一部変更され、無年金者となる恐れがある者への対策が講じられています。本町では年金機構が発行する情報誌やホームページ、定期的な広報掲載などにより年金制度の周知に努めているほか、年金事務所と連携し年金に関する各種相談を行っています。

#### 基本的な考え方

国民健康保険制度や国民年金制度への理解を促すとともに、健全な事業運営に努めます。

## 主な課題と施策

| 区分           | 主な課題  | 施策  |
|--------------|---|---|
| (1)国民健康保険    | ● 財政の健全化に向けて、更なる収納対策の取り組みと保険者に義務付けられているレセプト情報や健診結果などの情報を利用した「データヘルス計画」の策定と計画に基づく保健事業の実施が必要です。 | ① 住民代表者等の意見をもとに、保険税とサービス提供体制のあり方を検討し、国民健康保険事業の安定的な運営に努めます。<br>② 「データヘルス計画」に基づく保健事業の推進に努めます。 |
| (2)後期高齢者医療制度 | ● 後期高齢者の健康づくりへの働きかけが求められています。   | ① 後期高齢者の健康づくりや疾病予防の保健事業に取り組みます。   |
| (3)介護保険      | ● 介護保険給付の増加など、介護保険料への影響があり、制度を安定的に持続することが求められています。  | ① 住民代表者等の意見をもとに、介護保険料とサービス提供体制のあり方を協議し、安定的な運営に努めます。   |
| (4)国民年金      | ● 保険料の未納などにより将来において無年金者がでないよう、広報活動などにより年金制度の普及に努める必要があります。                                    | ① 国民年金への未納、無年金防止をはかるため、制度の改正内容などの周知徹底に努め、年金相談体制の充実をはかります。                                   |

## 第3章 豊かな環境を守り、育てるまち

### 3-1 環境、景観、エネルギー

#### 現状

- 健康で恵み豊かな環境を保全し、将来の世代へと引き継いでいくために「土幌町環境基本条例」を制定し、「土幌町環境基本計画」や「新エネルギービジョン」の策定、「土幌町環境宣言」の実施など、環境保全に対する取り組みを積極的に進めています。
- 地球規模の環境問題に対し、環境負荷軽減に取り組み、政策のあらゆる分野において環境への配慮を取り入れた環境自治体となるため「土幌町環境マネジメントシステム」を構築し、平成17年より運用しています。平成25年には「環境マネジメントシステム」の改訂を行い、「第2ステージ第1ステップ」に合格し、更なる環境負荷の軽減に取り組んでいます。
- 花のまちづくり事業を通じて、フラワーマスターの育成や各地域の花壇造成などを助成するなど「花によるまちづくり」を進めています。
- 家畜から排出されるふん尿については、家畜排せつ物法や水質汚濁防止法により処理対策が進められています。

#### 基本的な考え方

持続可能な地域づくりをめざし、地域の環境を保全する取り組みをさまざまな視点から考え、取り組みます。

#### 主な課題と施策

| 区分      | 主な課題  | 施策   |
|---------|---|--|
| (1)環境保全 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●今後も環境保全に対する意識づくりや活動を促進し、環境保全に向けた取り組みを幅広く進めていくことが必要です。</li> <li>●住民に環境マネジメントシステムに対する理解を深めてもらうことが必要です。</li> </ul> | <ol style="list-style-type: none"> <li>①「土幌町自然環境等保全条例」「環境基本計画」「新エネルギービジョン」などに基づき、環境対策について横断的連携をはかり、総合的に環境対策を推進します。</li> <li>②自然環境等保全監視業務を委嘱し、自然環境の点検・保全に努めます。</li> <li>③環境保全全般に関する住民の活動を支援し、自主的・積極的な参加を促進します。</li> <li>④「環境マネジメントシステム」に対する住民の理解を促すとともに、環境問題の解決に向けた取り組みを推進します。</li> <li>⑤「環境宣言」の住民への定着に努めます。</li> <li>⑥防犯灯及び道路照明の省エネルギー化を進めます。</li> <li>⑦再生可能エネルギーの導入を促進します。</li> </ol> |

| 区分       | 主な課題  | 施策   |
|----------|---|--|
| (2)自然保護  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 生物の多様性を保全し、保護と利用のバランスをはかりながら自然と共存することが求められています。</li> </ul>   | <ol style="list-style-type: none"> <li>① 自然環境の保全や関連する活動を支援し、動植物の保護に努めます。</li> <li>② 住民の自然環境に対する意識の向上をはかります。</li> <li>③ 学校との連携による環境教育・自然体験教育を推進し、子どもたちの環境保全意識の啓発に努めます。</li> </ol>   |
| (3)景観づくり | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 景観に対する意識を高め、向上に向けた取り組みを進めていくことが必要です。</li> </ul>  | <ol style="list-style-type: none"> <li>① 安らぎと潤いのあるまちづくりをめざす「快適環境づくり構想」の考え方の普及に努めるとともに、農村景観づくりを推進します。</li> <li>② 花による景観づくりなど住民による景観向上に関する取り組みを支援します。</li> </ol>   |
| (4)公害    | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 家畜ふん尿の臭気対策について、農業関係機関と検討し取り組んでいく必要があります。</li> <li>● 野焼き禁止の例外規定（たき火、農業者が行う病虫害防除など）についても、煙たさや交通への支障、火災の恐れ等があるため、周囲の配慮が必要です。</li> </ul> | <ol style="list-style-type: none"> <li>① 農業関係機関と連携し、家畜ふん尿の臭気低減対策を推進します。</li> <li>② 河川での水質調査や悪臭防止法に基づく規制地域での公害発生の監視をし、防止に努めます。</li> <li>③ 巡回パトロール及び情報収集により、公害の未然防止に努めます。</li> <li>④ 公害に関する情報公開により公害に対する住民意識の高揚に努めます。</li> <li>⑤ 浄化槽の放流排水の保全、汚染物質(家畜ふん尿・農薬など)による河川水質の汚濁汚染などに関係団体と協力し防止に努めます。</li> <li>⑥ 野焼き禁止の例外規定（たき火、農業者が行う病虫害防除など）については、実施の注意事項を関係機関と連携し周知に努めます。</li> </ol> |

### 3-2 ごみ、リサイクル

#### 現状

- ごみ等の処理は、燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源物、有害ごみ・危険ごみ、鉄・金物類、小型家電、大型ごみなどに分けて収集しています。収集したごみは、上士幌町と構成する北十勝2町環境衛生処理組合の施設（ごみ焼却施設、一般廃棄物最終処分場）で処理しています。
- ごみの減量化・資源化を推進するため、生ごみ処理容器の購入に対して奨励助成を行っているほか、地域・団体における集団回収により、資源物を回収しています。平成26年度からは資源物集団回収の奨励金単価をアップし回収増加につなげています。回収した資源物は有価物として売り払い対価を得て協働推進事業や、リサイクル経費予算に活用しています。
- 不法投棄防止対策として、警告看板の設置や警察署と連携した巡回パトロール強化を行っています。

#### 基本的な考え方

リサイクルの推進などによりごみの排出を抑制するとともに、適切な回収と処分に努めます。

#### 主な課題と施策

| 区分      | 主な課題   | 施策   |
|---------|--|--|
| (1)処理体制 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●北十勝2町環境衛生処理組合最終処分場の埋め立てについて、現在の計画では平成36年度まで埋め立て可能となっており、その後の最終処分場の検討が必要になります。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>①次期最終処分場の整備に向けた計画を、北十勝2町環境衛生処理組合と協議し推進していきます。</li> </ul>  |
| (2)ごみ収集 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●今後もリサイクルを推進しごみ減量化に努めていくことが必要です。</li> <li>●ごみ収集回数の見直しの要望があります。</li> </ul>                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>①ごみの分別徹底により、排出量の削減とリサイクル率の向上をはかります。</li> <li>②生ごみ処理容器購入の助成など生ごみの減量化と再資源化を促進します。</li> <li>③ごみの収集の適正化を検討します。</li> </ul> |
| (3)不法投棄 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●道路脇や人目につにくい場所に、ポイ捨てなど小規模な不法投棄があります。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>①今までの監視巡回パトロールと併せ、不法投棄をしにくい環境づくりを推進します。</li> </ul>  |

### 3-3 公園・墓地・火葬場

#### 現状

- 公園については、中央公園、遊水公園、交通公園など、憩いの場として住民全体に利用される公園と、主に地域住民や子どもの遊び場として利用される団地公園があります。
- 火葬場は、火葬炉2基を交互に使用し、適切な管理に努めています。
- 町内には、土幌・中土幌・下居辺の3か所に共同墓地があります。未使用区画については調査を行い、使用見込みのないものについては返還などを求めています。また、管理委託及び地域のボランティアにより、環境整備が行われています。

#### 基本的な考え方

公園の環境整備や遊具の管理を適切に行い、いつでも安全に利用できるよう努めます。

火葬場の施設設備や墓地を適切に管理します。

#### 主な課題と施策

| 区分     | 主な課題  | 施策  |
|--------|---|---|
| (1)公園  | ●遊具については、利用者のマナー向上を促すとともに、施設の欠陥箇所や危険性がないかを確認し、更新を含め定期的な点検や補修など施設の安全管理に努める必要があります。 | ①パートナーシップ事業で団地公園の地域管理に努めるほか、中央公園、遊水公園、交通公園などの適正管理に努めます。<br>②遊具施設の安全点検を徹底し、適切な管理に努めるとともに、老朽化に対する修繕や取り替えを行います。<br>③公園利用者のマナー向上の啓蒙に努めます。 |
| (2)墓地  | ●長期にわたって管理が行われていない墓地が見受けられます。   | ①墓地の適正管理を促します。  |
| (3)火葬場 | ●平成10年に改築しましたが、施設の経年劣化により施設補修が増大しています。保守点検、施設の改修を計画的に実施する必要があります。                 | ①保守点検と計画的な施設整備により、火葬場の維持管理に努めます。  |

## 第4章 安全で快適な暮らしの場があるまち

### 4-1 土地利用、市街地

#### 現状

- 本町には、中心市街地である土幌市街とまちの玄関口である中土幌市街、へき地集落としての下居辺市街があります。快適で秩序ある市街地空間の形成に向けて、住宅団地の造成や公共施設の整備など有効な土地利用に努めています。
- 農地については農業基盤整備を重点的に進めてきた結果、16,239haと62.6%を占めており極めて高い農用地率となっています。
- 森林面積は5,664haと減少が続いていますが、自然環境保全地区の指定や開発行為の事前協議などにより、自然の保全と開発との調和に努めています。

#### 基本的な考え方

それぞれの用途に合った土地利用を進め、地域の活性化や環境保全に努めます。

#### 主な課題と施策

| 区分          | 主な課題  | 施策   |
|-------------|---|--|
| (1)適切な土地利用  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●土地取引の適正化と無秩序な開発行為を防止することが必要です。</li> <li>●農業基盤の整備を計画的に進めていく必要があります。</li> </ul> | <ol style="list-style-type: none"> <li>①土地関係諸法令の適正な運用により、土地取引の円滑な推進と無秩序な開発行為を防止します。</li> <li>②農地については、土地改良や地力の維持・増進により効率的な利用と生産性の向上に努めるとともに、生産基盤の整備や無秩序な転用の抑制により優良農地を維持・確保します。</li> <li>③森林・原野については、国土保全、水源かん養の視点から、森林資源の確保と有効利用に努めます。</li> <li>④地場産業の育成を促進するため、必要な工業用地の確保をはかります。</li> </ol> |
| (2)市街地の土地利用 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●市街地の空き家及び空き地は増加の傾向にあります。</li> </ul>   | <ol style="list-style-type: none"> <li>①市街部の空き家及び空き地の有効活用を促進します。</li> <li>②商業と市街地の活性化を推進するため、必要な用地の確保をはかります。</li> <li>③必要に応じて公共用地の先行取得を進めます。</li> </ol>  |

## 4-2 住宅、宅地、移住定住

### 現状

- 宅地については、個人住宅の建設は微増にとどまっていますが、民間アパート建設により、世帯数は増加しています。
- 分譲地については、現在、みのり野団地と土幌北団地を造成し、分譲を行っています。
- 公営住宅については、平成24年3月に「土幌町住生活基本計画」「土幌町公営住宅等長寿命化計画」を策定し、これらの計画に基づき、既存公営住宅の計画修繕を継続実施するとともに、若葉団地の建替、南百戸団地の設計など順次建替を進めています。

### 基本的な考え方

長期的な視点を持ちつつ、その時の住居ニーズをふまえながら、住みよい住宅環境の形成に努めます。

### 主な課題と施策

| 区分           | 主な課題  | 施策   |
|--------------|---|--|
| (1)宅地        | <ul style="list-style-type: none"> <li>●造成済宅地の販売促進が必要です。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>①土幌北団地やみのり野団地の分譲を進めます。</li> <li>②みのり野団地については、助成制度の拡充など販売促進策を講じます。</li> <li>③新たな宅地の造成、分譲を行います。</li> </ul>  |
| (2)住宅        | <ul style="list-style-type: none"> <li>●民間賃貸アパートの建設により、単身者を中心として多くの定住につながっており、これらの増加状況を見極めながら、公営住宅の整備を進める必要があります。</li> <li>●多様な住宅ニーズを把握し、定住促進に向けて住宅の整備を進める必要があります。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>①公営住宅の屋根・外壁・断熱などの修繕を計画的に進め、長寿命化をはかります。</li> <li>②高齢者世帯・子育て世帯の需要にも対応できる住環境と住宅戸数の確保に努めます。</li> <li>③老朽化と需要戸数、民間賃貸アパート数を考慮し、施設の更新を進めます。</li> <li>④若年層も入居しやすい形で住宅改修するなど、多様な需要に対応できる住宅の確保により定住促進をはかります。</li> </ul> |
| (3)勤労青少年アパート | <ul style="list-style-type: none"> <li>●現状の施設を維持しつつ、低料金、食事付などの特徴を生かした運営をしていくことが必要です。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>①勤労青少年アパート（フレンドハウス）については、現状の施設を維持しつつ、高校生の入居を促進するなど、入居率の向上をはかります。</li> </ul>   |

## 4-3 道路

### 現状

- 国道 241 号は、北十勝と中央圏を結ぶ地域内の幹線道路として経済や物流をはじめ地域住民の暮らしや多くの交流人口の移動を支える重要な役割を果たしていますが、冬期間の吹雪による視程障害や吹溜まりの影響で幅員が減少し、交通事故、通勤時間帯などにおける交通混雑の発生など安全で円滑な通行に支障が生じています。
- 道道のうち、主要道道は、本別新得線の一部が国道に昇格したことに伴い、国道 274 号終点から本別町界までの 14.1km となり、路線名も「道道本別士幌線」となりました。一般道道については、8 路線 50.7km で、ほぼ全線が舗装化されています。
- 町道は、351 路線 590.1km で、そのうち改良済 477km(80.8%)、舗装済 301km(51.0%) となっています。道路改良及び新設は緊急度の高いものから、補助事業を積極的に導入しながら整備を行っています。
- 農道は、基幹的路線はほぼ整備を完了し、支線的路線については順次整備を進めています。
- 林道は、森林整備の合理化、機械化を容易にし、健全な森林資源の形成に大きく貢献しています。

### 基本的な考え方

歩行者も含め、道路を利用するすべての人たちの利便性や安全に配慮した道路づくりを要請、推進します。

### 主な課題と施策

| 区分       | 主な課題   | 施策   |
|----------|--|--|
| (1)国道、道道 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●国道については、安全で円滑な通行を確保するため必要な箇所において防雪対策、安全対策(歩道整備)を要望していくことが必要です。</li> <li>●道道については、歩道未整備区間の歩道設置と補助幹線としての 2 次改築整備を継続して要請していくことが必要です。</li> </ul> | <ol style="list-style-type: none"> <li>①国道 241・274 号の円滑な通行を確保するため必要な箇所において防雪対策を要望します。</li> <li>②国道 241 号の交通安全対策(24 号～上士幌町界)の促進要請を進めます。</li> <li>③国道 241 号の片側 2 車線化を要望します。</li> <li>④道道士幌然別湖線・士幌上士幌線の 2 次改築整備と歩道の設置を要請します。</li> </ol> |

| 区分       | 主な課題   | 施策   |
|----------|--|--|
| (2)町道、農道 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●市街地の道路は、町単独事業による簡易舗装が主体となっているため、冬期間凍上による損傷が著しく、財政状況をふまえた整備を進めていくことが必要です。</li> <li>●機械の大型化、多様化に対応する農道網の見直しが必要です。</li> </ul>       | <ol style="list-style-type: none"> <li>①産業経済と住民生活を支える町道・農道の整備を進めます。</li> <li>②将来にわたって安全で強靱なインフラを維持・確保するため、道路や橋などの長寿命化修繕計画に基づいた適切な維持補修を行います。</li> <li>③冬期間の安全確保のため防雪柵の設置を進めます。</li> <li>④住民との協働による安全で通りやすいみちづくりに努めるとともに、除排雪の充実に努めます。</li> <li>⑤道路維持について、地域保全隊や住民との協働による維持の向上に努めます。</li> </ol> |
| (3)林道    | <ul style="list-style-type: none"> <li>●町内の人工林が伐期を迎えることから林道網が不足しています。</li> <li>●森林の施業計画を見据えた林道網の整備計画が必要です。</li> </ul>  | <ol style="list-style-type: none"> <li>①効率的な森林施業や森林の適正な管理運営を実施するため、林道網の開設や改良をはかります。</li> </ol>   |
| (4)道路環境  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●道路、沿道の除草問題やポイ捨てによる散乱ごみが相乗的に地域環境を悪化させています。</li> <li>●老朽化する道路施設の進行に対して直営による修繕対応が追いつかない状況にあり、民間の技術やノウハウを活用した包括的な管理が必要です。</li> </ul> | <ol style="list-style-type: none"> <li>①国道・道道を含む主要幹線道路の花壇整備、清掃活動など住民との協働による道路環境の整備に努めます。</li> <li>②道路維持業務の見直しと、道路維持管理業務の包括委託を検討します。</li> </ol>   |

## 4-4 水道、下水道、浄化槽

### 現状

- 水道事業は、下の3つの簡易水道（5つの水源系統）で運営管理しており、土幌町水道ビジョンに沿って、平成以降に2つの水源系統の改修を終えています。
- 土幌町簡易水道については、市街地域に給水する土幌水源系統と、郊外地域に給水する中央地区水源系統があります。
- 朝陽地区簡易水道については、下居辺地区に給水する朝陽地区水源系統と、上居辺地区・佐倉地区・土幌南地区の一部に給水する西堀田地区水源系統があります。西堀田地区水源系統は平成20年度に整備を終えています。
- 新田地区簡易水道については、音更川以西地域を給水区域としており、平成17年度に整備を終えています。
- 下水道事業は、土幌市街を特定環境保全公共下水道事業、中土幌市街を農業集落排水事業で生活排水の処理を行っています。特定環境保全下水道（土幌市街）の接続率は99.1%、農業集落排水（中土幌市街）の接続率は95.2%です。重要機器については、更新事業を完了しており安定した汚水処理を行っています。
- 浄化槽は、土幌市街、中土幌市街以外の農村地区の生活排水処理を行っています。

### 基本的な考え方

いつでも安全に利用できる上下水道の整備、維持管理に努めるとともに、環境に配慮した排水処理に努めます。

### 主な課題と施策

| 区分          | 主な課題   | 施策  |
|-------------|--|---|
| (1)土幌町簡易水道  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 2つの水源系統はともに建設後40年以上経過しており、老朽化が進んでいることから、施設や管路の更新を行っていく必要があります。</li> </ul>   | <ol style="list-style-type: none"> <li>①市街地域に給水する土幌水源系統と郊外地域に給水する中央地区水源系統の施設統合をはかります。</li> <li>②老朽化した管路については、道営事業と町単独事業で更新し耐震化をはかります。</li> <li>③土幌及び中土幌の市街地においては、配水区域のブロック化など非常時の被害を抑制する、災害に強い水道管の整備に努めます。</li> </ol> |
| (2)朝陽地区簡易水道 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 朝陽地区水源系統は、建設後30年以上経過しており、老朽化が進み水量不足を生じています。</li> <li>● この系統は、広域水道施設であることから、関係4町（土幌町・本別町・上土幌町・池田町）で連携していく必要があります。</li> </ul> | <ol style="list-style-type: none"> <li>①施設の更新計画を策定し事業化をめざすため、関係町と協議を進め、整備計画を策定します。</li> </ol>   |

| 区分                       | 主な課題   | 施策   |
|--------------------------|--|--|
| (3)新田地区<br>簡易水道          | ●設備関係が耐用年数をむかえはじめることから、更新や修理を行う必要があります。  | ①電気や制御設備などが耐用年数をむかえることから、継続的に更新・修理を行います。   |
| (4)下水道（中<br>幌市街）         | ●施設の老朽化が進んでいるため、改修・更新計画を作成し、延命化や工事の平準化をはかり、更新事業及び長寿命化事業を継続的に実施する必要があります。   | ①下水道施設に関する「長寿命化基本計画」を策定し、これに基づき、処理場・管渠の計画的な改築・更新を行います。<br>②今後の施設整備計画を効率的に推進するための、台帳情報等管理システムの導入を進めます。                                |
| (5)農業集落<br>排水（中土<br>幌市街） | ●既存機器の致命的故障等を防ぐため、状態監視及び経過時間的保全管理を重視し、大型更新事業まで延命化をはかる必要があります。<br>●管路においては、不明水量が増大しています。  | ①機器や管路の更新計画を策定します。<br>②適正な維持管理及び処理水の水質を保持するため継続的に更新・修理を行います。   |
| (6)上下水道<br>事業            | ●電気料金の値上げや維持管理にかかる費用の増加など、厳しい運営状況にあります。  | ①料金の適正化をはかるため、使用料金の見直しを検討します。  |
| (7)浄化槽                   | ●住宅の新改築などにより単独浄化槽から合併浄化槽への移行が進んでいますが、浄化槽の適切な保守点検が行われていない状況も一部見受けられるため、排出水の環境汚染が憂慮されています。設置者の義務として水質などの検査を受けるよう適正な管理指導を行うことが必要です。 | ①「一般廃棄物処理計画」に基づき、し尿及び浄化槽汚泥処理の収集を計画的に進め、安定した収集体制の充実に努めます。<br>②下水道が未整備の地域では、合併処理浄化槽の設置を促進し、生活環境の保全をはかります。<br>③浄化槽管理者に対し、適正な管理の指導を行います。 |

## 4-5 公共交通

### 現状

- 民間乗合バスについては、自家用車の普及や沿線自治体の過疎化・少子化により利用者が減少していますが、地方バス制度に基づき、バス事業者に対して国・道・沿線自治体から運行費の補助を行っています。
- 路線バスによる交通網を補うため、平成25年度から士幌市街地を循環するコミュニティバスの実証試験を行い、平成27年4月より本格運行を行っています。

|         |  |
|---------|--|
| 基本的な考え方 | 車を利用しない人でも安心して住み続けられるよう、公共交通の維持や利便性の向上に努めます。 |
|---------|--|

### 主な課題と施策

| 区分          | 主な課題  | 施策  |
|-------------|---|---|
| (1)路線バス     | ● 国道の補助制度の改正に対応し、利用実態に応じたバス路線確保など沿線自治体で協議を行いながら公共交通の確保をはかっていく必要があります。 | ① 沿線自治体及びバス事業者と連携し、利用実態にあった民間バス路線の確保をはかります。 |
| (2)コミュニティバス | ● 利用者の声を反映しながら、より良い運行に努めていくことが必要です。                                   | ① 利用者のニーズをふまえながら、コミュニティバスの適正運行に努めます。        |

## 4-6 消防、救急

### 現状

- 消防体制については、平成 28 年 4 月から十勝管内の「消防の広域化」による新組合の運用が開始されます。
- 消防・救急無線については、平成 28 年度からデジタル方式に移行することから、消防救急無線や高機能消防指令センターについてもデジタル化されました。
- 消防車両の更新は年次的に進めており、救急出動件数の増加に対応するため平成 21 年度に高規格救急車、さらに平成 26 年に消防団水槽付ポンプ自動車（消火泡圧縮吐出装置装備）、平成 27 年に消防署化学消防ポンプ自動車を更新しました。
- 防火水槽は 47 基、消火栓 75 基を設置していますが、消防水利の基準では充足率は 29%と低い状況です。
- 火災予防として、特定・非特定防火対象物・危険物施設などの査察のほか、70 歳以上の単身者世帯、一般家庭、パーク敷料庫等の査察を行っています。
- 本町の住宅用火災警報器の設置率は平成 26 年 5 月現在 95%で、地域住民の住宅用火災警報器設置の重要性や必要性についての理解が浸透しています。
- 消防団は「消防の広域化」には含まれず、北十勝消防事務組合の枠組から士幌町に移管され、より地域に密着した消防団として、防火防災活動を進めています。非常勤消防団員は現在 55 名で、火災・災害・警備・一般住宅査察・毎月の訓練や、毎年消防演習訓練・模擬火災訓練等の活動をしています。
- 救急業務については、高齢化社会に伴い救急件数が増加傾向にあるなか、平成 21 年度から高規格救急車を 2 台体制としています。また、救急処置範囲拡大に基づき、気管挿管・認定救命士の育成に努めていきます。救助業務では救助資器材を充実させる一方、職員の各種研修会へ参加し職員の資質の向上をはかっています。
- 住民に対しては救命講習を開催し、バイスタンダー（救急現場に居合わせ応急手当を実施する者）を養成しています。

#### 基本的な考え方

火災を未然に防ぐ意識や救急処置に関する知識を普及するとともに、消防・救急体制を充実させます。

### 主な課題と施策

| 区分      | 主な課題  | 施策   |
|---------|---|--|
| (1)消防体制 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●とち広域消防事務組合での広域化後においても町防災関係機関との連携確保の必要があります。</li> <li>●「自賄い方式」解消の必要があります。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>①環境の変化や大規模災害時に対応できるよう、十勝圏広域連携による効率的・効果的な消防体制の整備と確立を進めます。</li> <li>②「自賄い方式」については協議を継続し段階的な解消をめざします。</li> </ul> |

| 区分      | 主な課題  | 施策   |
|---------|---|--|
| (2)消防施設 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 消防庁舎については建設から30年以上を経過し、庁舎・設備等の改修工事を計画的に進めていく必要があります。</li> <li>● 新組合のなかで車両・水利、機械器具の更新が行われるようになることから、更新時期や財政負担について広域で協議を行うことが必要です。</li> </ul>  | <ol style="list-style-type: none"> <li>① 災害拠点として消防庁舎の耐震・設備・備品の整備を土幌町と連携し進めます。</li> <li>② 消防施設の安全点検を行うとともに、基準消火栓、防火水槽など水利及び機械器具の整備、更新を計画的に進めます。</li> <li>③ 消防車の保有台数や使用期間の見直しを進め、計画的に更新します。</li> </ol>   |
| (3)消防団  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 団員数が全国的に減少するなか、本町においても団員の高齢化、出勤率の低下などの課題があります。団員の定年等に関する内規を設ける一方、新たな団員の確保が必要で、特に女性消防団員の入団募集について進めていくことが必要です。</li> <li>● 幅広い層から団員を勧誘するため、消防団側の意識・制度の変革を行い、地域住民と事業所の参加を推進する必要があります。</li> </ul>                                   | <ol style="list-style-type: none"> <li>① 女性消防団員を含めた非常勤消防団員を広範囲に呼びかけ、災害に対応する人員の確保に努めます。</li> <li>② 「消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方に関する中間答申」に基づき消防団の充実強化に取り組みます。</li> <li>③ 消防団の役割や必要性について理解を促すための広報活動を推進します。</li> </ol>  |
| (4)救急   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 救急救命士の処置の拡大に伴い研修や再教育等が必要となるなか、人員不足が課題となっていますが、全職員の技能向上により多種多様な災害に対する救急体制を向上させることが必要です。</li> <li>● 住民への救命方法の周知、関係機関・住民と連携した救急体制づくりなどが必要です。</li> <li>● 応急手当の普及啓発推進に関する実施要綱の一部改正により、小学校高学年以上の住民を対象とした救命講習の開催が求められています。</li> </ul> | <ol style="list-style-type: none"> <li>① 気管挿管（ビデオ硬性喉頭鏡含む）、処置拡大2行為、認定救急救命士の養成や救急隊員の技能向上により救急体制を充実させます。</li> <li>② 様々な現場に対応できるよう、外傷病院前救護講習、多数傷病者対応講習等を受講し、救急隊員の技術を向上させます。</li> <li>③ 救急活動の多様化に伴い、救急資機材の新規購入及び更新を行うとともに、資器材を活用した技術の向上と体制の充実に努めます。</li> <li>④ 新生児から成人までの救命に関する講習会を開催し、再講習も促しながら、住民への予防救急の周知・意識の向上に努めます。</li> </ol> |
| (5)火災予防 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 今後も住宅用火災警報器の設置率の維持と管理を継続していくことが必要です。</li> <li>● 高度化、多様化する予防業務を円滑に遂行するため、専門的な知識、技術を持つことが必要です。</li> </ul>  | <ol style="list-style-type: none"> <li>① 立入検査の強化や避難訓練、防火フェスティバルなどのイベントを通じて、火災予防意識の高揚をはかります。</li> <li>② 住宅用火災警報器の未設置世帯に対して、継続して普及促進に努めます。</li> <li>③ 予防業務に対応する職員（予防技術資格）の養成、確保に努めます。</li> </ol>   |

## 4-7 防災、治水

### 現状

- 災害については、土木被害や農業被害が発生しているものの、大きな自然災害の発生には至っていませんが、全国的には、大規模な地震や異常気象による台風や集中豪雨などこれまでの予測を超えた自然災害が発生しています。本町では、資材、食料を計画的に整備するとともに、平成26年度に防災計画の見直しを行い、避難所の見直しなど防災体制の強化を行っています。
- 防災対策・災害対応を考えるうえで「自助、公助、共助」という考え方が重視されるなか、地域の防災力を高めることが課題となっています。このようななか、自主防災組織が新たに発足するなど住民の防災意識が高まっています。
- 町内には主要河川（1級河川）が10河川あります。音更川は、全区間河川改修済みですが、一部の区間（音更町界～30号間）で低水路護岸が敷設されておらず、決壊などの影響が懸念されます。居辺川は、朝陽地区や下居辺地区において護岸整備を行っています。部分的な暫定改修であり、居辺川全体を見据えた本格的な改修は行われていません。その他の1級河川は、ワッカクネップ川を除き背後地（堤内地）の大半が農用地となっていることから、農業用明渠排水路事業を通じて整備を進めています。
- 町管理の普通河川については、平地の農用地部分では、農業用排水路として整備済みですが、異常気象、流域内開発による土地利用の変化に伴い流出形態が変わり、降雨時における河積不足による氾濫、河岸決壊などの対策が必要です。
- 山地河川については、被害の状況により各種事業で護岸整備並びに、土砂の流出崩壊の防備を検討する必要があります。

### 基本的な考え方

日頃から災害に備える意識や活動を普及するとともに、災害時における対応力と体制を強化します。

大雨による被害が想定される河川については、治水対策を進めます。

## 主な課題と施策

| 区分    | 主な課題  | 施策  |
|-------|---|---|
| (1)防災 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 近年、災害が多種多様化しているため、防災教育等のソフト面の対策が必要です。</li> <li>● 今後も、減災・防災に向けた体制強化や意識の普及を引き続き行うことが必要です。</li> </ul> | <ol style="list-style-type: none"> <li>① 町内の危険箇所等の再調査とハザードマップの見直しを行います。</li> <li>② 「地域防災計画」の見直しを必要に応じて随時行います。</li> <li>③ 地域や事業所などによる自主防災組織の設置を促進します。</li> <li>④ 広報やホームページを通じて住民の防災意識の高揚に努めます。</li> <li>⑤ 職員向けの防災マニュアルや土砂災害等に関するマニュアルなどを作成します。</li> <li>⑥ 防災資材や備蓄食糧の整備を計画的に進めます。</li> <li>⑦ 各地域における自主防災組織づくりを支援します。</li> </ol> |
| (2)治水 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 近年の異常気象に伴い、河川災害への対策が必要となっています。</li> </ul>  | <ol style="list-style-type: none"> <li>① 河川改修の要請や整備に努めます。</li> <li>② 自然と共生できる水辺環境に配慮した河川整備に努めます。</li> </ol>   |

## 4-8 交通安全、防犯

### 現状

- 春、秋の懇談会等での要望や定期的な巡回により、交通安全施設を設置するとともに、関係機関に設置の要請を行っています。
- 交通安全指導員等による巡回指導、街頭啓発を行っているほか、各関係機関団体に呼びかけ交通安全旗等の交換を行っています。また、パトライト運動、旗なみ運動など、各種運動を住民一体となり年間を通じて行っています。
- 警察署等の協力を得て講話等の交通安全活動を実施しているほか、各地域のこぐまクラブ、小中学校等と連携し、交通安全教室を開催しています。また、キャンペーン活動やチラシ等の広報を通じて、シートベルトやチャイルドシートの着用について啓発しています。
- 生活安全推進協議会と連携し、防犯パトロール車による啓発を随時行っているほか、街頭に防犯旗を掲揚するなど、住民一体となった活動を行っています。また、教育関係機関と連携し「こども 110 番の家」を指定しています。
- 警察署と連携し、定期的に住宅及び車等の施錠・防犯診断などを実施し、防犯の意識が向上するよう啓発しています。

### 基本的な考え方

交通安全や防犯に対する意識を高めるとともに、交通事故や犯罪が起きない環境づくりをめざします。

### 主な課題と施策

| 区分      | 主な課題   | 施策  |
|---------|--|---|
| (1)交通安全 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者が当事者となる交通事故が増えています。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 交通規制標識の設置要請や警戒看板の設置により交通安全を確保します。</li> <li>② 関係機関との連携により交通安全教室や各種運動を実施し、交通安全に対する意識の高揚に努めるとともに、自主的な交通安全活動を促進します。</li> <li>③ 高齢者の交通安全対策を推進します。</li> </ul>  |
| (2)防犯   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域住民が自主的に防犯行動を起こすよう活動を促進していくことが必要です。</li> <li>● 「こども 110 番の家」の指定箇所を周知するとともに、今後も指定箇所の拡充を進めていくことが必要です。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 防犯パトロール車による巡回啓発や地域住民が自主的に行う防犯パトロールなどを通じて、住民の防犯意識の高揚に努めます。</li> <li>② 警察署と連携した啓発活動、また、住宅や車などの施錠促進、防犯診断の実施により、犯罪の誘発要因を除去し、住民の防犯意識の啓発に努めます。</li> <li>③ 「こども 110 番の家」の拡充と周知をはかり、子どもたちの安全を確保します。</li> </ul> |

## 4-9 情報通信

### 現状

- 高速通信回線の整備については、町内全域にブロードバンドサービス（一部地域ではフレッツ光）が提供されるなど、環境整備が進んでいます。
- 情報通信技術を活用してもらうため、住民を対象にパソコン教室を実施しています。

|         |   |
|---------|---|
| 基本的な考え方 | 情報通信基盤の整備を促進するとともに、情報通信技術を有効に活用できるよう情報教育を推進します。 |
|---------|---|

### 主な課題と施策

| 区分      | 主な課題  | 施策  |
|---------|---|---|
| (1)環境整備 | ●ブロードバンドサービスの環境整備や管理をするとともに、災害時など、情報を配信するための無線LANサービス等の整備が必要です。 | ①高速度の通信回線の整備を通信事業者に要請し、地域情報ネットワークの充実をはかります。<br>②公共施設等の無線LAN整備の推進をはかります。 |
| (2)情報教育 | ●情報通信技術を使うために必要知識や技術を普及することが必要です。                               | ①パソコン教室など情報教育を通じて、情報化社会に対応するための知識や技術の普及に努めます。                           |

## 第5章 活力やにぎわいを創造するまち

### 5-1 農業

#### 現状

- 環太平洋経済連携協定（TPP）交渉の大筋合意により、農畜産物の関税が撤廃若しくは大幅削減され、輸入品との競合による価格の下落が懸念されます。国による再生産が可能な国内対策が必要です。
- 環境と調和した生産活動を行うため、家畜ふん尿は、屋根付き堆肥舎、バイオガスプラントの整備により、適正に処理されています。また、農業用廃プラは、農協の事業で回収を行い、リサイクルを進めています。
- 安全・安心な農畜産物づくりを行うため、農畜産物の生産の履歴から加工・流通に至るまでの情報をデータベース化した「トレーサビリティシステム」を導入し、製品の生産情報を開示できる体制を整えています。
- 国営かんがい排水事業、道営畑総事業により、土地基盤整備を積極的に進めています。農道・排水路については町が維持管理を行っていましたが、現在、地域住民と連携し維持管理体制を構築しています。交換分合事業については平成24年度以降実施していません。
- 家畜衛生対策及び植物防疫対策については、自衛防を中心として、関係機関が連携して防疫体制を確立しています。
- 道内で唯一の自治体営の農業共済としてきめ細かなサービスを提供しており、十勝NOSAと再編協議を行っています。
- 担い手の育成については、道担い手育成センター事業の活用や、町単独事業により人材の育成・確保をはかっています。経営支援組織については、コントラクター、酪農ヘルパー組織に助成金を交付しています。また、町内で初のTMRセンターが平成27年に立ち上がり、経営支援に向けた取り組みが進められています。
- 本町のブランドとしては「しほろ牛」があり、一頭販売により地元還元を行っています。また、農業者による自家原料による加工・販売や、グリーンツーリズムネットワークによる農業体験など、6次産業化に向けた取り組みが行われています。そのほか、消費者と生産者の結びつきを深めるため、農村ホームスティなどの取り組みが行われています。

#### 基本的な考え方

本町の基幹産業として、これからも生産性が高く、安全・安心な農畜産物の提供ができる農業の振興に努めます。

主な課題と施策

| 区分                  | 主な課題  | 施策  |
|---------------------|---|---|
| (1)環境負荷の軽減          | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 環境と調和した営農が求められています。</li> <li>● 大規模酪農家（フリーストール牛舎）にバイオガスプラントを検討する際に変電所及び送電線容量の関係で売電が出来ないケースがあり、導入の隘路になっています。</li> </ul>                | <ol style="list-style-type: none"> <li>① 環境への負荷の少ない農業技術の開発や普及をはかります。</li> <li>② 大規模酪農家（フリーストール牛舎）へのバイオガスプラントの導入を推進し、再生可能エネルギーの地産地消を進めます。</li> <li>③ 送電線網の整備について、国及び電気事業者に要請を行います。</li> <li>④ 家畜ふん尿や農業用廃プラスチック、町有林内の廃棄物・石など、農業生産活動から生じる副産物や廃棄物の適正な処理、有効活用を進めます。</li> </ol> |
| (2)環境と調和したクリーン農業の推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 安全・安心な農畜産物の生産が消費者から求められています。</li> <li>● 生産性と品質の向上のため、引き続き土づくりが必要です。</li> </ul>   | <ol style="list-style-type: none"> <li>① 消費者の安全・安心などのニーズに応えるクリーン農業や有機農業を推進します。</li> <li>② 交換耕作や有機物施用などによる地力の維持・増進をはかるとともに、輪作体系を確立し、生産性や品質の向上をはかります。</li> </ol>  |
| (3)農地、基盤整備          | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 交換分合事業と農地中間管理機構の活用が必要です。</li> <li>● 耕地防風林は減少傾向が続いており、強風による風害対策が必要です。</li> </ul>  | <ol style="list-style-type: none"> <li>① 交換分合や農地中間管理機構の活用により、農地の集積化をはかります。</li> <li>② ほ場内の過湿軽減、れき障害の緩和など土地基盤の整備を進めます。</li> <li>③ 耕地防風林の効果の啓蒙を行い、適正な配置や維持・管理を推進するとともに、耕地防風林以外の風害対策の調査研究を進めます。</li> </ol>   |
| (4)生産性向上            | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 農業の国際化に対応するため、更なる生産性と品質の向上によるコストダウンと収益性の向上が必要です。</li> <li>● 重要病害虫への対策が必要です。</li> <li>● 各種法定伝染病発生の未然防止に向けた対策をより講じる必要があります。</li> </ul> | <ol style="list-style-type: none"> <li>① 多収性品種の普及、農作業の省力化に向けた技術・機械の導入、家畜（乳牛・肉牛）改良と飼養管理技術の普及などにより生産性と品質の向上をはかります。</li> <li>② アグリ研究グループの活動を支援します。</li> <li>③ 重要病害虫対策を強化します。</li> <li>④ 各種法定伝染病などの発生を予防するとともに、万一の発生時にも迅速に対処できる防疫体制を強化します。</li> </ol>                         |
| (5)経営安定             | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 変化する農業情勢や消費者ニーズに対応した農業経営が重要と成っています。</li> </ul>   | <ol style="list-style-type: none"> <li>① 新たな作目の導入による経営の複合化や農業金融対策、農業共済事業の展開などにより、農家経営の改善や安定をはかります。</li> </ol>   |

| 区分                               | 主な課題   | 施策  |
|----------------------------------|--|---|
| (6)担い手、<br>労働力                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 農業従事者の高齢化や農業経営の規模拡大が進み、労働力不足が進んでいます。</li> <li>● 複数法人化の研究が必要です。</li> </ul>   | <ol style="list-style-type: none"> <li>① 後継者はもとより新規参入者など、意欲と能力のある多様な農業の担い手の育成・確保をはかります。</li> <li>② コントラクターやTMRセンター、酪農ヘルパーなど農業経営を支援する組織の育成に努めます。</li> <li>③ 複数戸による法人化の研究を進めます。</li> <li>④ 農作業に必要な労働力の確保を進めます。</li> </ol> |
| (7)農業と<br>食のPR、<br>消費者と<br>の結びつき | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 農業者などによる加工・販売を推進するとともに、販売場所の確保が必要です。</li> <li>● 加工などによる付加価値づくりによる所得の向上を模索していく必要があります。</li> <li>● 消費者や子どもたちに対し、農業・農村への理解を促進する活動が必要です。</li> </ul> | <ol style="list-style-type: none"> <li>① 関連産業との連携により土幌町独自の販売戦略を構築し個性豊かなブランドづくりを進めます。</li> <li>② 新・道の駅を活用した農業と食のPRを積極的に進めます。</li> <li>③ 地産地消や食育、農村ホームステイなどの取り組みにより、消費者と生産者との結びつきを進めます。</li> </ol>                        |

## 5-2 林業

### 現状

- 士幌町内の森林面積は5,664haで、所有者別の内訳は国有林149ha、町有林1,862ha、私有林等3,653haです。
- 森林の保全意識を高め、持続可能な森林づくりを進めるため、サタデースクールによる造林体験や100年の森づくりを実施しています。
- 木材公共建築補助事業により「上居辺保育所」を木材で建設し、木材の使用をPRしています。
- 治山事業としては、道営小規模治山工事により山腹崩壊地の復旧を実施しています。

### 基本的な考え方

環境の保全と公益的な機能の保持に配慮しながら、森林の適切な管理に努めます。

### 主な課題と施策

| 区分       | 主な課題   | 施策   |
|----------|--|--|
| (1)森林の管理 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●木材価格の低迷や補助の削減など林業を取り巻く環境は厳しく、伐採後に造林が行われない伐採跡地や間伐が遅れた人工造林地が増加する傾向にあります。</li> </ul>  | <ol style="list-style-type: none"> <li>①町有林の造林、保育を計画的に進めます。</li> <li>②十勝大雪森林組合など関係機関と連携して、民有林の造林、保育を進め、森林面積の維持に努めます。</li> </ol>  |
| (2)利用促進  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●木材の付加価値向上に取り組み、地域材利用をPRする必要があります。</li> <li>●森林は木材生産のほかに水源かん養、防風など多様な公益的機能や二酸化炭素を吸収・貯蔵して地球温暖化を防止するなどさまざまな働きがあり、保安林については、公益的機能をより発揮させるための森林管理が求められています。</li> </ul> | <ol style="list-style-type: none"> <li>①サタデースクールによる造林体験や100年の森づくり町民植樹祭などを通して森林愛護思想を啓発し緑化事業を推進します。</li> <li>②カラマツ材の加工技術の開発を進めるとともに、公共施設等で使用するなど、利用の促進に努めます。</li> <li>③林地残材の有効活用を進めます。</li> <li>④適切な間伐事業を実施することで、オフセットクレジットに活用するなど森林の公益的機能を発揮します。</li> </ol> |
| (3)治山    | <ul style="list-style-type: none"> <li>●土石流や山地崩壊など山地災害防止のためには、森林のもつ公益的機能の発揮が重要であり、急傾斜地などの森林の保全、管理が課題です。災害発生の危険性の高い荒廃山地については、保安林の指定や保安林機能の強化が必要です。</li> </ul>   | <ol style="list-style-type: none"> <li>①土石流や山地崩壊などの災害危険性の高い荒廃山地の復旧、保全に努めます。</li> </ol>   |

## 5-3 商業

### 現状

- 士幌町の商業（小売）の現況は、平成 24 年の経済センサス（卸売業・小売業）によれば、商店数 31 店、従業員数 132 人で 10 年前と比較して商店数、従業員数とも半減しています。日常生活用品を中心に地元購買力が流出しており、流出率は 42%と見込まれています。
- 商店街近代化事業、地域中小商業活性化事業、市街地総合再生事業、優良建築物整備促進事業などを積極的に導入し商店街の再開発を行ってきました。さらには商店街活性化をはかるために大地くんポイントカードやプレミアム商品券の発行、タウンプラザへの遊具の設置などを進めてきました。

### 基本的な考え方

魅力やサービスの向上を促し、住民にとって身近で親しみやすい商店や商店街づくりに努めます。

### 主な課題と施策

| 区分        | 主な課題   | 施策  |
|-----------|--|---|
| (1)商店、商店街 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●顧客サービスの充実や店舗の魅力アップなどによる地元購買力の向上とともに、各種イベントの開催と連動した流入購買力の拡大を推進する必要があります。</li> <li>●市街地については、廃業する商店による空き店舗が増加する傾向にあり、有効活用が求められています。</li> </ul> | <ol style="list-style-type: none"> <li>①商店街活性化のための各種活動や企画、地域商業のイメージを高めるためのPR活動などを支援します。</li> <li>②商店街の空洞化の解消に努め、新事業所の誘致を積極的に進めます。</li> <li>③憩いの場として快適な商店街づくりのための環境整備を支援します。</li> <li>④商店街の若手後継者や新規創業者などを育成、確保するための事業を支援します。</li> <li>⑤プレミアム商品券の発行や大地くんポイントカードなど住民が地元で積極的に買い物をする気運の向上や仕組みづくりを支援します。</li> <li>⑥新・道の駅において、商店街に関する情報発信を積極的に進めるとともに、中心市街地への誘客を進めます。</li> </ol> |
| (2)経営安定   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●商業後継者の育成・確保が課題となっています。</li> </ul>  | <ol style="list-style-type: none"> <li>①融資制度の充実をはじめ、経営診断や経営指導などを通じて中小企業者の経営の改善や安定をはかります。</li> <li>②技術向上につながる研修を通じ、中小企業を担う人材を育成します。</li> </ol>   |

## 5-4 工業、企業誘致、特産品

### 現状

○士幌町内には、馬鈴薯加工処理施設、合理化澱粉工場、食肉処理施設など農畜産物を原料とする農協運営の食品加工工場があります。その他、段ボール工場、製粉工場、バーク堆肥製造、プレカット工場、アスファルトプラントなどの中小規模加工の工場があります。近年では、平成23年にホクレンくみあい飼料十勝工場が士幌町に移転・新築し、平成28年にも新たな食品加工工場が建設されました。

○平成26年度より新たに管内19市町村による十勝地域産業活性化協議会が設立されました。

|         |  |
|---------|--|
| 基本的な考え方 | 既存の工業の振興を支援するとともに、本町の特性や地域資源を活かし、企業誘致起や特産品づくりを推進します。 |
|---------|--|

### 主な課題と施策

| 区分           | 主な課題   | 施策  |
|--------------|--|---|
| (1)企業誘致      | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 過疎地域の指定を受けていないため、固定資産税のうち償却資産（機械及び装置）の減免が出来ないことが課題となっています。</li> </ul>   | <ol style="list-style-type: none"> <li>① 十勝地域産業活性化協議会や士幌町企業立地促進条例に基づく支援により企業誘致活動を進めます。</li> <li>② 異業種相互の連携による新たな産業分野の開拓の支援や地場産品を活用する企業誘致を推進します。</li> </ol>  |
| (2)既存工業の経営安定 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 農畜産物関連の工場が出荷額のほとんどを占めており、その他の事業所については小規模であり、既存企業の体質強化と経営安定を促進していく必要があります。</li> </ul>  | <ol style="list-style-type: none"> <li>① 商工会との連携を深め、地域工業活性化のための各種活動を支援します。</li> <li>② 融資制度の充実をはじめ、経営診断や経営指導などを通じて中小企業者の経営の改善や安定をはかります。</li> <li>③ 地域工業の若手後継者や新規創業者など次代を担う人材を育成するための事業を支援します。</li> <li>④ 技術向上につながる研修を通じ、中小企業を担う人材を育成します。（商業と重複）</li> </ol> |
| (3)特産品、6次産業化 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地場産品の開発、研究、製品化や販売に至る6次産業化に向けた取組を積極的に支援する必要があります。</li> <li>● 素材や特産品のブランド化をはかる必要があります。</li> <li>● 研究開発にあたっては、外部の関係機関との連携を深める必要があります。</li> </ul> | <ol style="list-style-type: none"> <li>① 農商工連携による地域の特色ある資源を活かした特産品の開発や地域のブランドづくりなど6次産業化を進めます。</li> <li>② 外部の関係機関との連携による研究開発を促進します。</li> </ol>   |

## 5-5 観光、交流、国際化

### 現状

- 士幌町には、豊かな自然や牧歌的な景観が観光資源となっており、士幌高原ヌプカの里やしほろ温泉プラザ緑風、道の駅しほろ温泉、道の駅ピア 21 しほろなどの観光拠点があります。
- 国道 274 号士幌防災道路が開通し、士幌市街から約 1km 南で国道 241 号と合流することを機に、国道新ルートを活かした拠点づくりとして、国道合流地点に道の駅ピア 21 しほろを移転する計画を進めています。
- 観光情報については、観光協会のホームページをリニューアルし、情報の発信に努めています。
- 北十勝 4 町観光振興連絡協議会を組織し、広域観光事業を実施しています。
  
- 本町の応援団ともいえる「ふるさと会」は、札幌に加えて平成 26 年度に東京に「十勝士幌ふる里会」が設立されました。ふるさと会では、希望者への広報の配付をはじめ、ふるさと訪問やしほろ産業祭への出店などを通じて交流を深めています。
- 開拓の歴史からゆかりの深い美濃市と平成 6 年に姉妹都市の締結を行い、子どもの相互訪問など幅広い交流が展開されています。平成 25 年には災害時相互救援協定を締結しました。
  
- 国際社会で活躍できる人材の育成を行うため、外国語指導助手を町内英会話サークルへ派遣しているほか、北海道主催のイングリッシュキャンプや士幌高校の海外交流に参加する中高生に個別指導を行っています。

### 基本的な考え方

観光資源の保全に努めながら、観光関連施設の魅力や情報発信力を高め、より多くの観光客の誘致に努めます。また、町内外の交流を促進し、地域の活性化や移住・定住に結びつけます。

外国語指導体制の充実により、国際社会で活躍できる人材の育成に努めます。

主な課題と施策

| 区分          | 主な課題   | 施策  |
|-------------|--|---|
| (1)推進体制     | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 広域的な連携も含め、関係機関や自治体が連携し、観光を推進していくことが必要です。</li> </ul>   | <ol style="list-style-type: none"> <li>① 土幌町観光協会やグリーンツーリズムネットワークなど観光振興を進める組織の活動を支援します。</li> <li>② 北十勝4町の連携により、広域観光を推進します。</li> </ol>  |
| (2)観光施設、サイン | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 土幌高原ヌプカの里施設やしほろ温泉施設の老朽化が進んでいます。</li> <li>● 新たな道の駅では、国道新ルートを活かし、特産品や地場産品を使った商品の提供が期待されています。</li> </ul>                                     | <ol style="list-style-type: none"> <li>① 土幌高原周辺及び土幌高原ヌプカの里の施設、設備を適切に管理します。</li> <li>② 下居辺交流施設（しほろ温泉プラザ緑風）や付属施設の維持管理に努めるとともに、改修を検討します。</li> <li>③ ピア21しほろを移転し新・道の駅を整備します。</li> <li>④ 案内標識やサインの整備を進めます。</li> </ol>                                    |
| (3)観光メニュー   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● グリーンツーリズムネットワークと連携し土幌町の自然や食、農業などが体験できる観光振興をはかっていくことが必要です。</li> </ul>  | <ol style="list-style-type: none"> <li>① 土幌の豊かな自然、農業や農村景観、味覚など地域の特性を活かした新たな観光資源の発掘に努めます。</li> <li>② 土幌高原の自然環境を活かした体験型観光の取り組みを進めます。</li> </ol>   |
| (4)観光情報     | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 新・道の駅では観光情報の発信などをより積極的に行っていくことが必要です。</li> <li>● 近年増加傾向にある外国人来訪者に対する情報提供が必要で。</li> </ul>   | <ol style="list-style-type: none"> <li>① 特産品や地場産品、イベントも含め観光に関する様々な情報をインターネットや新・道の駅を拠点として積極的に発信します。</li> <li>② 多言語による表記や情報発信など、外国人来訪者への情報提供の充実に努めます</li> </ol>   |
| (5)国内交流     | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 各ふるさと会の自主的活動や相互交流の促進が必要です。</li> <li>● 消費者や子どもたちに対し、農業・農村への理解を促進する活動が必要です。（再掲）</li> <li>● 若い世代の定住を促進するためにも、交流や出会いの場を増やすことが必要です。</li> </ul> | <ol style="list-style-type: none"> <li>① 札幌や東京にある「ふるさと会」との交流を深めるとともに、本町の応援団としての活躍を促進します。</li> <li>② 姉妹都市である美濃市と行政・民間レベルでの交流、児童の相互交流などを推進します。</li> <li>③ 農業体験による交流を行っているグリーンツーリズムネットワークなどの活動を支援します。</li> <li>④ 若い世代の交流や出会いの場となる機会を充実させます。</li> </ol> |
| (6)国際理解     | <ul style="list-style-type: none"> <li>● より一層、国際社会に対応できる人材育成をはかっていくことが必要です。</li> </ul>   | <ol style="list-style-type: none"> <li>① 外国語指導助手の複数名体制を維持して、学校への派遣だけでなく英会話教室や放課後子ども教室を開催します。</li> </ol>   |

## 5-6 雇用、勤労者福祉、消費者保護

### 現状

- 町内における労働市場は、全体的に不足しており、特に農業パート、食品加工場の工員にあつては約80%を町外に依存している状況です。
- 悪質商法等によって高齢者が被害を受けることが全国的に増えているなか、高齢者が多く集まるイベントやサロンでの講話の開催や、チラシや啓発物を配布し消費者トラブルを防ぐための意識の向上をはかっています。
- 消費生活やエコに関する知識や意識の向上を促進するため、3R（リユース、リデュース、リサイクル）活動の促進や、広報や講話を通じた啓発などを行っています。
- 消費生活に関する相談については、町の相談窓口のほか、平成23年度より音更町消費生活相談センターにおいても相談業務を広域連携で行っています。

### 基本的な考え方

雇用に関する情報提供や就業支援に努め、住民が安定して働ける環境づくりを支援します。

消費に関わる情報提供により、消費者トラブルから住民を守ります。

## 主な課題と施策

| 区分       | 主な課題  | 施策   |
|----------|---|--|
| (1)雇用の安定 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 農業及び関連加工業の労働力の確保が必要です。</li> <li>● 新しい産業開発などによる雇用機会の拡充と多様化が必要です。</li> <li>● 農業、商工、季節労働などそれぞれの部門に応じた雇用労働環境の改善について、細かに支援する必要があります。</li> </ul> | <ol style="list-style-type: none"> <li>① ハローワーク情報の提供などを通じて、雇用に関する情報の提供に努めます。</li> <li>② 関係機関と連携し、労働条件など諸制度の情報提供に努めます。</li> <li>③ 十勝北西部通年雇用促進協議会により季節労働者の資格取得や通年雇用化を進めます。</li> <li>④ 季節労働者や失業者の就業の場の確保に努めるとともに、季節労働者の生活安定のため緊急雇用事業や貸付制度の充実をはかります。</li> </ol>    |
| (2)勤労者福祉 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 安定した就業や生きがいを持って働ける職場づくりなどに努める必要があります。</li> </ul>   | <ol style="list-style-type: none"> <li>① 働く人たちの福利厚生、労働者福利厚生資金などの貸付制度の充実などをはかるとともに、労働団体の活動を支援します。</li> </ol>  |
| (3)消費者保護 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 住民との身近なかかわりを持つ機関と連携し消費者被害防止をはかることが必要です。</li> </ul>   | <ol style="list-style-type: none"> <li>① 消費生活やエコに関する知識を身につけ、主体的に行動できるよう、消費者教育及び啓発活動の充実をはかります。</li> <li>② 消費生活上やネット上でのトラブルに関する学習機会や情報提供を通じて、トラブルに巻き込まれない意識や知識の向上に努めます。</li> <li>③ 悪質商法等による被害防止対策を推進します。</li> <li>④ 音更町消費生活相談センターと連携し、町の相談体制の強化に努めます。</li> </ol> |

## 第6章 みんなで考え、行動するまち

### 6-1 コミュニティ、協働のまちづくり

#### 現状

- 町内にはコミュニティ活動の単位として、70の駐在区があります。
- 本町では先進的に公民館活動が行われており、公民館まつりや地域運動会を開催している公民館もあります。
- 「まちづくり協働推進事業」や「パートナーシップ推進交付金事業」を創設し、一般的な活動助成のほか、花のまちづくりや地域のふれあい活動などに対する支援など、地域住民が積極的に地域活動やまちづくり活動を行うことを、各地域の自主性や個性を尊重し、助成を通して支援しています。
- まちの憲法といわれる「土幌町まちづくり基本条例」を制定し、そのなかで、住民と行政がそれぞれの役割や責務、情報の共有、町政への参加や協働のルール等、まちづくり全般に関する内容を規定しています。
- 土幌町には、民間の力で活発に活動し発展している団体があり、若い力を引き出す中心となる人材が育っています。

#### 基本的な考え方

地域での活動をはじめ、さまざまな場面で住民主体の活動や、行政と住民との協働による取り組みが行われるようにします。

#### 主な課題と施策

| 区分        | 主な課題  | 施策                                |
|-----------|---|-----------------------------------|
| (1)コミュニティ | ● 駐在区の規模の格差が大きく、農村部において適正規模への統合を進めてきましたが、駐在区の統合により自治活動が展開しづらくなる状況もあり、今後は農村地域、市街地域の現状を考慮し望ましい駐在区規模についての検討を進め、活発な駐在区活動の展開をはかることが必要です。 | ① 地域住民の理解を深めながら、駐在区の適正規模の検討を進めます。 |

| 区分              | 主な課題   | 施策  |
|-----------------|--|---|
| (2)地域の自主的なまちづくり | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 個人の活動が主体となり、地域活動に参加しない住民が増えています。各世代が参加しやすい魅力ある事業の開催を地域単位で考え、行政と地域とが連携し、より一層の啓蒙活動に努め参加者を増やしていくことが必要です。</li> <li>● 住民と行政が自らの選択と責任に基づき、地域でお互いが助け合う社会のシステムを構築しより暮らしやすいまちを次世代に引き継いでいくことが求められています。</li> </ul> | <ol style="list-style-type: none"> <li>① まちづくり協働推進事業などを通じて地域課題の解決や地域活性化にむけた住民の自主的な取り組みを促進します。</li> <li>② パートナーシップ事業などを通じて公民館や町内会など地域の住民組織の自主的な活動を促進します。</li> <li>③ 地域ふれあい活動事業などを通じて公民館の活動などを支援します。</li> </ol> |
| (3)協働のまちづくり     | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 行政と住民がまちの情報を共有し、課題の解決やよりよいまちづくりを進めていくことが必要です。</li> </ul>  | <ol style="list-style-type: none"> <li>① 協働のまちづくりに関して、情報の共有や行政部門との連携、評価が行える仕組みづくりを進めます。</li> <li>② 「土幌町まちづくり基本条例」をはじめ協働のまちづくりを推進する各種事業に関する情報を積極的に発信し、住民への周知に努めます。</li> </ol>                                  |
| (4)まちづくりの担い手    | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 各種業種団体を育てることがまちづくりの基本となるため、各団体のリーダー及び団体間をコーディネートする人材の育成を進めていくことが必要です。</li> </ul>  | <ol style="list-style-type: none"> <li>① 各種研修会への参画や地域おこし協力隊の募集などにより、まちづくりリーダーの発掘と養成に努めます。</li> <li>② まちづくり活動の中心となるグループの育成に努めます。</li> <li>③ まちづくり協働推進事業の利用促進などにより、住民による自主的なまちづくり活動の促進と活動の輪を広げます。</li> </ol>    |

## 6-2 男女共同参画

### 現状

- 誰もが生き生きと安心して暮らせる土幌町を築いていくためには、男女が互いに人権を尊重し合い、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成が必要です。
- 仕事と生活の両立については、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持つことができる生活スタイルの実現が求められています。
- 本町では「土幌町男女共同参画推進条例」を制定し、「男女共同参画基本計画」に基づき、男女共同参画を進めるうえで必要な意識の醸成や、家庭や仕事、地域などにおける男女共同参画の推進につながる取り組みを進めています。

### 基本的な考え方

男女の枠にとらわれず、住民一人ひとりが、家庭や地域などで個性や能力を発揮できるまちづくりをめざします。

### 主な課題と施策

| 区分           | 主な課題   | 施策   |
|--------------|--|--|
| (1)意識づくり     | ●住民の中には家庭、職場、地域において男女間の不平等を感じている状況は続いており、町、住民、事業者、教育関係者が協力しあい基本計画に沿った施策を総合的かつ計画的に進めていく必要があります。 | ①学校教育や地域における各種講座を通じて、男女平等・人件尊重の視点に立った教育の推進に努めます。<br>②男女共同参画の視点にたった表現（情報）への配慮に努めます。<br>③女性への差別や暴力などをなくす啓発活動や相談体制の充実をはかります。<br>④妊娠、出産、高齢期における健康づくりへの支援に努めます。 |
| (2)家庭と仕事等の両立 | ●社会全体で仕事と生活の双方の調和がとれるようにしていくことが必要です。   | ①子育て支援、介護支援策の充実により働き続けられる環境整備に努めます。<br>②家事、育児、介護など家庭生活における男女共同参画を促進します。  |
| (3)女性の登用     | ●審議会、各種委員会等への女性の登用率は未だ低い状況です。  | ①審議会など政策の立案・決定に関わる委員への女性登用率を促進する環境を整備し、目標値(当面は30%)への到達をめざします。  |

## 6-3 広報、広聴

### 現状

- 広報活動については、病院だよりも取り入れた総合誌的な広報誌として「広報しほろ」を毎月1回発行しているほか、お知らせ版の「役場だより」を毎月2回発行しています。「役場だより」に目次をつけ読みやすくしたほか、「広報しほろ」「役場だより」についてのアンケートを実施するなど、より読みやすい広報づくりに努めています。
- 広聴活動については、春と秋に町づくり懇談会を開催し、各地区の意見・要望などを取り入れています。
- 各組織などとの町長とのふれあいトークの開催やユートピアメールの活用により、広く住民の声を反映させる機会を設けています。

### 基本的な考え方

まちの情報を分かりやすく伝え、共有できる広報の充実に努めるとともに、住民の意見がまちづくりに反映できるよう、幅広い広聴の充実に努めます。

### 主な課題と施策

| 区分     | 主な課題  | 施策   |
|--------|---|--|
| (1) 広報 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 各種広報は全住民に読まれている状況には至っておらず、読まれる広報誌づくりの工夫や、住民に広報誌などの重要性を理解してもらうことが必要です。</li> <li>● ホームページを充実させるため、内容の更新等と職員全体の知識向上が必要です。また、時代に即した通信手段としてSNS（コミュニティ型のWebサイト）による情報交流の推進が必要です。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 住民の意見を聞きながら、見やすい、読みやすい、わかりやすい「広報しほろ」「役場だより」の発行に努めます。</li> <li>② 町のホームページの内容充実に努めるとともに、各種申請手続きでも利用できるなど行政サービスの向上につながる更新も検討します。</li> <li>③ SNS等により情報発信・情報交流を検討します。</li> </ul> |
| (2) 広聴 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 町づくり懇談会は広聴の場として重要な役割を担っていますが、参加者の固定化や参加人数の減少などの課題も見られることから今後の実施方法についての検討が必要です。</li> <li>● 住民が参加しやすい、多様な広聴活動の検討が必要です。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 町づくり懇談会、ユートピアメールについて周知をはかるとともに、インターネット等を活用した意見収集を検討します。また、これらを通じて、住民の要望、意見、提案の把握に努め、適切な対応につなげます。</li> </ul>   |

## 6-4 行政運営

### 現状

- 本町の職員数は平成27年4月1日現在219名で、グループ制を導入し、効率的な行政運営に努めています。
- 地方自治体にとって厳しい財政状況や少子・高齢化が進むなか、「行政改革推進大綱」及び「行政改革推進計画」を策定し、事務事業の見直しを行いながら、より効率的な行財政運営をめざしています。
- 情報公開については「情報公開制度」に基づき、行われています。

|         |   |
|---------|---|
| 基本的な考え方 | 多様化する行政課題に迅速かつ効率的に対応できる組織づくりに努めます。また、住民に信頼し親しまれる役場をめざします。 |
|---------|---|

### 主な課題と施策

| 区分           | 主な課題   | 施策  |
|--------------|--|---|
| (1)推進体制      | <ul style="list-style-type: none"> <li>●北海道から市町村への事務・権限の移譲が進むなか、限られた人数で効果を発揮する組織体制づくり、個々の能力向上を進めていくことが必要です。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>①住民サービスの需要の変化や権限移譲に応じて、事務分掌の随時見直しを行うとともに、効率的かつ機能的な組織・機構を構築します。</li> <li>②職員定数の適正化に努めるとともに、適正な人材確保、人材登用を行います。</li> <li>③グループ制や組織のスリム化により、限られた人員の有効活用、事務などの効率化、施策決定の迅速化をはかります。</li> <li>④個別計画の策定や重点事業の遂行の際には関係部署が連携し取り組むプロジェクト体制を構築します。</li> <li>⑤職員研修機会の拡充に努めるとともに、国や北海道等との人事交流を行います。</li> <li>⑥各種審議会などの改廃・再編を進めます。</li> <li>⑦民間活力の導入による効率的な行政運営を進めます。</li> </ul> |
| (2)窓口対応、サービス | <ul style="list-style-type: none"> <li>●窓口でのニーズが多様化するなか、窓口対応の向上とともに、事務の効率化を進めていくことが必要です。</li> </ul>                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>①窓口における事務手続きの簡略化・迅速化をはかるとともに、窓口の総合化を調査研究し、窓口サービスの向上に努めます。</li> <li>②情報通信技術などを活用し、事務の効率化をはかります。</li> <li>③行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）に基づき、円滑な制度の推進と住民サービスの向上をはかります。</li> </ul>   |
| (3)情報公開      | <ul style="list-style-type: none"> <li>●町政の透明性を高めるため、情報公開を進めていくことが必要です。</li> </ul>                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>①情報公開制度に基づき、申請から公開までの事務手続きを円滑に行い、適正な制度の運用をはかります。</li> </ul>  |

## 6-5 財政運営

### 現状

- 行政運営の基盤となるものは健全な財政運営ですが、景気低迷による税収減や高齢化社会の進展による社会保障関係経費の増加など、地方財政を取り巻く情勢が一層厳しさを増すなか、今後の施策展開を支える適正な財源の確保に努めることはもとより、中長期的な視点に立った効率的かつ計画的な財政運営がますます重要となっています。
- 歳出においては、第4期町づくり総合計画において実施した町立病院の改築をはじめとする各種大型事業により増加した町債の償還は、近年徐々に減少しつつあるものの、人件費や物件費、維持補修費、扶助・補助経費の増加が経常収支比率を高止まりさせる要因となり、財政の硬直化の解消に向けた取り組みが必要となっているところです。
- 歳入においては、町税をはじめとする経常的収入に大きな伸びは見込めない状況にあり、特に歳入の半分近くを占める地方交付税は、地方財政制度の改革等により、大幅な減額が予想されています。一方、特定目的基金残高は平成26年度末で29.8億円となり、それぞれの目的に応じた財源として積み立てられています。

### 基本的な考え方

安定した収益確保と適正な課税に努め、健全な財政運営に努めます。

### 主な課題と施策

| 区分          | 主な課題   | 施策  |
|-------------|--|---|
| (1)財政運営の健全化 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●建設事業などの各種事業の適正な選択、経常経費の縮減、公債費負担の適正化などにより、健全な財政運営に努める必要があります。</li> </ul>        | <ol style="list-style-type: none"> <li>①「町づくり総合計画」「行政改革推進大綱」などに基づき、建設事業などの各種事業を適正に選択するとともに、中長期的な視点に立った効率的かつ計画的な財政運営に努めます。</li> <li>②経常経費の節減・合理化や各種団体などへの補助金・助成金の見直しをはかる一方、投資的経費や各種基金について効果的かつ適正な運用に努めます。</li> <li>③特別会計、事業会計の独立採算化に努めます。</li> <li>④町債の借入抑制による公債費負担の計画的な縮減に努めます。</li> <li>⑤町有地の未活用地の有効活用をはかります。</li> </ol> |
| (2)財源の確保    | <ul style="list-style-type: none"> <li>●公平な課税と徴収により、収益の確保に努めることが必要です。</li> <li>●住民が納付しやすい方法の導入を検討することが必要です。</li> </ul> | <ol style="list-style-type: none"> <li>①受益者負担の原則に基づき、適正な使用料・手数料の徴収をはかります。</li> <li>②コスト意識を高め、国や北海道などの補助制度などを活用しながら、財源確保に努めます。</li> <li>③新たな納付方法を検討するなど納付環境の向上をはかります。</li> <li>④住民税の特別徴収義務者の拡大、十勝市町村税滞納整理機構の利用拡大などにより町税の適正な課税と徴収に努めます。</li> </ol>  |

## 6-6 広域行政

### 現状

- 本町を含む北海道十勝総合振興局管内にある19市町村(1市16町2村)では、平成元年に十勝圏複合事務組合を設立し、地域振興や税の滞納整理などを広域によって進めています。
- 平成20年8月に十勝圏広域連携推進検討会議が設置され、管内全市町村の効率的な行財政運営をめざして、消防の広域再編、職員研修の検討に加え、あらゆる分野での事務の共同処理について広域連携の可能性について検討しています。このうち、消防については、平成28年4月から広域による新組合での運用が開始されています。このほか北十勝2町(士幌町・上士幌町)によるごみ処理及び資源リサイクル事業、介護保険の認定審査会、障害程度区分の認定審査会を行っています。
- 新たな十勝圏域の振興については、帯広市を中心市とする定住自立圏形成協定による圏域のための必要な生活機能を確保や、十勝の「食」をテーマとした国際戦略総合特区としての取り組みが進められています。

#### 基本的な考え方

町外の地域や団体等と連携することによって効率性や効果が高まる取り組みを推進します。

### 主な課題と施策

| 区分          | 主な課題  | 施策  |
|-------------|---|---|
| (1)十勝管内の連携  | ●広域で行うことが効率的、効果的な事業については、関連自治体との連携を深め、業務を推進していくことが必要です。       | ①広域行政を積極的に推進し、行政サービスの効率化をはかります。<br>②各自治体の共通課題やテーマを複数の自治体や団体等と連携して推進します。 |
| (2)十勝管外との連携 | ●十勝管外においても、広域的な連携によって効率化や効果が期待できるテーマについては、取り組みを検討していくことが必要です。 | ①必要に応じて、十勝管外の地域、団体等との連携による取り組みを進めます。                                    |